

第1章 林業と森林組合

1. 全国的な林業の流れ

(1) 木材の需要と供給

戦後、国内では住宅建築、紙・パルプ等の需要増加により木材の需要は増加してきた。昭和40年代後半から昭和50年代後半の一時期を除き1億 m^3 を超す需要を記録してきた。その後、平成10年以降1億 m^3 を割り込み、平成14年以降9千万 m^3 を下回る状況となっている。

昭和30年代に進められた木材の輸入自由化により、輸入材の価格競争力、品質面での優位性もあり、輸入材の需要は増加していった。安い輸入材に押され、国産材の需要は減少し、木材価格も低迷し（昭和55年をピークとして平成18年は約1/3となっている）、結果として林業の収益性も低下していった。プラザ合意後の円高の進展もあり、平成元年の輸入材の需要のピーク時には8,326万 m^3 を記録し、国産材の占める割合は20%を切る状況となった。

輸入材が増加する中で、木材輸出国での環境問題により、木材の輸出規制がとられるようになり、また、中国をはじめとする新興諸国での木材需要の増加もあり、輸入材の価格上昇、供給の困難さが徐々に指摘されるようになってきた。

このような輸入材の価格・供給面での問題点により、国産材供給量は平成14年を底に増加傾向に転じた。平成17年には国産材供給量は、1,718万 m^3 まで回復し、自給率（国産材の割合）も7年ぶりに20%台に回復した。国産材供給量が増加し、且つ自給率も増加していることから、国内市場における国産材需要が高まっていると言える。平成18年より需要量と共に、木材価格も上昇傾向を見せてきた。平成19年に入り、建築基準法の厳格適用により、住宅建築の遅延もあり、短期的に木材需要が落ち込んだが、輸入材の需給逼迫・価格高騰の傾向は変わらないと予想され、国産材利用を増やす傾向は続くものと思われる。（次頁表1、2を参照）

(2) 林業

戦後、木材需要の増加もあり、昭和20～30年代にかけ伐採が進み、荒廃した山林に針葉樹を中心とする人工造林が積極的に進められてきた。

しかし、安い輸入材の増加に伴い、国産材の需要は減少し、木材価格も低迷し、森林所有者の経営意欲低下を招いた。林業産出額は長期的に減少傾向にあり、平成17年度は4,168億円で、ピーク時の昭和55年の4割以下の水準となっている。森林所有者は、伐採可能な林齢に達した森林であっても、伐採を控え、利用間伐や長伐期施業（従来の2倍程度の伐期での伐採・更新）を指向する傾向にある。特に戦後、大量に植林された木が、間伐適齢期から伐採適齢期を迎えていることもあり、森林整備の遅れが懸念される状況にある。

表1 木材需給量・国産材自給率 (単位：千 m^3 ・%)

樹種 年次	用材部門別					自給率
	総数	製材用	パルプ・チップ用	合板用	その他	
平成2年	111,162	53,887	41,344	14,546	1,385	26.4
7	111,922	50,384	44,922	14,314	2,302	20.5
13	91,246	37,087	38,706	13,074	2,379	18.4
14	88,127	34,856	37,607	13,226	2,438	18.2
15	87,191	34,766	36,979	12,810	2,636	18.5
16	89,800	35,041	37,981	13,976	2,802	18.4
17	85,858	32,901	37,608	12,586	2,763	20.0

(「木材需給表」林野庁)

表2 丸太価格の推移 (単位：円/ m^3)

樹種 年次	丸太価格		価格比	
	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ
昭和30年	8,200	9,300	21	12
35	11,000	12,000	28	16
40	14,000	18,000	36	24
45	18,400	37,500	48	49
50	31,000	66,000	80	87
55	38,700	76,200	100	100
60	24,900	53,000	64	70
平成2年	26,000	67,600	67	89
7	21,700	53,400	56	70
13	15,700	37,800	41	50
14	14,000	31,500	36	41
15	14,300	31,600	37	41
16	13,500	29,400	35	39
17	12,400	25,500	32	33
18	12,700	26,200	33	34

(昭和30年～平成15年「木材需給表」、平成18年「木材価格」林野庁)

*国産材針葉樹の主な樹種スギ、ヒノキを記載

*スギ丸太・ヒノキ丸太：径14～23cm 長さ3.65～4.0mの価格

*価格比は昭和55年の価格を100として算定

(3) 林業と環境問題

平成14年の京都議定書の締結を受け、我が国も温暖化ガスの排出量削減に取り組むこととなった。

更に平成17年に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」においては、我が国は6%削減目標の達成に向け、3.8%に当たる1,300万炭素トンを森林吸収量で確保する目標を設定した。森林吸収は我が国温暖化対策において重要なものとして位置づけられた。

農林水産省は平成14年に「地球温暖化防止吸収源10カ年計画」を策定し、健全な森林の整備・保全のための取り組みを推進している。

「地球温暖化防止吸収源10カ年計画」の主要内容

健全な森林の整備

- ・森林整備に向けた行動計画
- ・間伐の実施、育成複層林への誘導等多様で健全な森林整備の推進

木材及び木質バイオマス利用の促進

- ・木材利用に関する国民への普及啓発
- ・木材産業の構造改革を通じた住宅や公共部門等での木材の利用拡大
- ・木材資源利用の多角化推進

国民参加の森林づくり等の推進

- ・森林吸収源に対する国民の理解推進
- ・森林ボランティア活動、森林環境教育を推進

保安林等の適切な管理・保全等の推進

- ・山地災害の虞の高い地区、奥地水源地域における荒廃地の復旧整備
- ・保安林の保全対策の推進

吸収量の報告・検証体制の強化

- ・吸収量の報告・検証に必要な森林資源情報を収集するシステムの整備

温暖化ガスの排出量削減に関して、改めて木材の利用、森林整備の重要性が言われている。

2. 島根県の林業

(1) 島根県の森林資源の現況

島根県の森林面積は約52万6千ha、林野率は約79%で全国3位であり、このうち民有林は約49万3千ha、国有林は約3万haとなっている。また、県民1人当りの民有林面積は、約0.67haで全国平均の5倍、東京都の133倍ある。

(2) 島根県の民有林の現況

島根県内の民有林は、49万3千haと島根県の森林面積約52万6千haの93.7%と大きな割合を占めている。

民有林の林種別構成は、人工林18万ha（38%）、天然林29万ha（58%）、その他2万ha（竹林・無立木地等）4%となっている。人工林の樹種構成は、杉7万9千ha（42%）、ヒノキ5万6千ha（30%）、マツ5万ha（27%）、その他1千ha（1%）となっている。天然林では、マツを中心とする針葉樹3万2千ha（11%）、県内全域に分布するコナラ、クヌギ等の落葉広葉樹、沿岸部に分布するシイ、カシ類の常緑広葉樹からなる広葉樹が25万5千ha（89%）を占めている。

民有林の人工林樹齢別構成では、間伐を必要とするスギ、ヒノキの20～40年生林が全体の約44%に相当する8万2千haを占めており、これらを適宜、間伐する必要がある。

(3) 島根県内の木材生産の現況

島根県の素材（丸太）生産量は、昭和50年代から平成4年頃までの間60万m³前後で推移してきたが、広葉樹林の需要減少とマツ資源の枯渇等から平成5年の52万m³以降減少傾向にあり、平成15年の26.9万m³を底に、ここ数年27～28万m³で推移している。

ただ、平成16年以降は徐々に回復傾向にある。素材生産量が増加した理由の一つとして、県内の合板工場においてスギ材を使用し始めたことがあげられる。

島根県原木価格は、近年横ばいで推移してきたが、平成18年に入りやや上向きに転じた。この要因としては、近年中国をはじめとする国際的な木材需要の増大に加え、原油価格の高騰やドル高等を背景とする輸入材の高騰が考えられる。

表3 樹種別素材生産量 (単位：千 m^3 ・%)

樹種 年次	合計	針葉樹					広葉樹
		小計	マツ	スギ	ヒノキ	その他針葉樹	
平成2	656	335	244	65	26	0	321
3	578	303	211	64	28	0	275
4	611	309	210	68	31	0	302
5	518	291	191	75	25	0	227
6	422	268	171	69	27	1	154
7	405	259	171	65	22	1	146
8	386	254	163	68	22	1	132
9	396	240	153	66	21	0	156
10	390	227	142	63	22	0	163
11	364	216	131	66	19	0	148
12	337	209	114	75	20	0	128
13	276	171	87	67	17	0	105
14	288	177	85	74	14	4	111
15	269	172	75	82	15	0	97
16	282	180	72	88	16	4	102
17	287	189	62	96	14	17	98
18	276	167	57	96	14	0	109
18構成比	100.0%	60.5%	20.7%	34.8%	5.1%	0.0%	39.5%
前年対比	96.2%	88.4%	91.9%	100.0%	100.0%	0.0%	111.2%

(平成19年島根県の森林・林業：島根県農林水産部より)

表4 用途別素材生産量 (単位：千 m^3 ・%)

樹種 年次	製材用	パルプ用	合板用	木材チップ用	その他用	合計
平成2	257	4	0	390	5	656
3	244	1	0	327	6	578
4	253		0	352	6	611
5	244	0	1	268	5	518
6	230		1	186	5	422
7	219		1	180	5	405
8	212		1	170	3	386
9	205		0	188	3	396
10	193		0	194	3	390
11	178		0	183	3	364
12	177		0	157	3	337
13	144		0	132		276
14	132		6	150		288
15	131		10	128		269
16	120		23	139		282
17	112		29	146		287
18	100		39	137		276
18構成比	36.2%		14.1%	49.6%	0.0%	100.0%
前年対比	89.3%		134.5%	93.8%		96.2%

(平成19年島根県の森林・林業：島根県農林水産部より)

(4) 島根県の木材の利用

島根県産の木材の利用は、用途別の素材生産量（表4 用途別素材生産量）を見ると、製材用（住宅用材）、木材チップ用（製紙パルプ原料）の2つがほとんどを占めている。ただ、この2つの用途はいずれも減少しており、製材用が平成17年100千 m^3 （平成2年度対比38.9%）、木材チップ用が平成17年137千 m^3 （平成2年度対比35.19%）といずれも60%以上も減少している。近年、合板用の利用が徐々に増えつつあるが、その量は平成17年39千 m^3 とまだ少ない。

①製材用（住宅用材）

島根県内の新設住宅戸数は、全国が4年連続で増加する中で横ばい傾向にあるものの、平成18年の木造率は59%と全国平均の43%を大きく上回り、木造住宅は根強い人気を維持している。

その一方、住宅建築に使用する木材を製材する製材工場は、工場数は減少しているが、1工場当たりの出力数は平成17年91kw（平成4年度74kw）と増加し、従業員数は平成17年5.1人（平成4年度7.9人）と減少しているものの、出力規模の増大、人員の省力化が進んでいると言える。

表5 島根県内の製材工場等の推移

年次 区分	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
工場数	236	235	226	222	217	209	206	198	193	182	179	173	167	155
出力数	17,479	17,795	17,347	17,347	17,197	16,845	16,767	15,576	15,143	15,923	15,930	14,765	14,351	14,104
従業員数	1,859	1,836	1,796	1,721	1,658	1,544	1,388	1,277	1,204	1,137	1,073	962	880	783

（農林水産省総計部編「木材需給報告書」）

②木材チップ用（製紙パルプ原料）

木材チップ製造業者が、木材を購入し、製造した木材チップを製紙工場へ販売し、製紙工場が紙パルプを製造する流れとなっている。

島根県内の木材チップ製造工場の主な出荷先としては、製紙工場は日本製紙江津工場（島根県江津市）、王子製紙米子工場（鳥取県米子市）、日本製紙岩国工場（山口県岩国市）の3工場があげられる。

木材チップ製造工場の中には、森林組合が保有するものも含まれている。木材チップ製造工場数の推移は、平成17年25箇所（平成4年度50箇所）と半減しており、木材チップ用素材生産量の減少65%程ではないが、大きく減少している。

表6 木材チップ製造量

区分 年次	工場数	内専業	従業員	生産量		
				針葉樹	広葉樹	合計
平成2	50	14	221	96	314	410
3	47	14	197	80	279	359
4	46	14	192	75	277	352
5	43	14	159	74	220	294
6	40	12	150	56	162	218
7	37	10	154	57	142	199
8	36	9	141	64	144	208
9	35	10	151	68	155	223
10	33	9	148	58	152	210
11	29	10	138	54	155	209
12	29	8	156	53	136	189
13	27	8	138	50	114	164
14	26	7	126	52	118	170
15	26	7	122	41	113	154
16	26	7	120	27	65	92
17	25	7	103	27	69	96
17構成比				28.1%	71.9%	100.0%

(農林水産省総計部編「木材需給報告書」)

③合板用

木材輸出国の原木輸出規制の動きもあり、合板製造業では、輸入材の北洋材等から国産針葉樹へ原料転換が進められており、加えて平成17年に合板製造業者と素材生産者の間で取引協定が交わされたこともあり、普通合板に占める県産材（主にスギ材）の使用量は年々増加傾向にある（5頁 表4 用途別素材生産量 合板用のデータを参照）。

表7 島根県の林業の位置付け

区分		単位	年次	実数(率)		全国対比 島根/全国%	全国にお ける順位	概要
				島根	全国			
森林資源	森林面積	千ha	17	528	24,732	2.1	15	農林水産省統計情報部
	森林率	%	17	79	67	—	3	「2005年世界農林センサス」
	民有林面積	千ha	17	496	17,417	2.8	8	
	民有人工林面積	〃	12	184	7,911	2.3	18	農林水産省統計情報部
	民有人工林率	%	12	37	46		39	「2000年世界農林センサス」
生産	素材生産量スギ	千m³	17	96	7,756	1.2	24	農林水産省統計情報部
	〃ヒノキ	〃	17	14	2,014	0.7	26	「木材需給報告書」
	〃マツ	〃	17	62	783	7.9	5	(平成17年)
	〃広葉樹	〃	17	98	2,471	4	5	
	産出量スギ	千万円	17	82	8,753	0.9	29	農林水産省統計情報部
	〃ヒノキ	〃	17	20	4,636	0.4	29	「生産林業所得統計報告書」
	〃マツ	〃	17	113	939	12	3	(平成17年)
	〃広葉樹	〃	17	75	3,171	2.4	5	
	生しいたけ生産量	t	18	1,864	66,349	2.8	12	林野庁
	乾しいたけ生産量	〃	18	38	3,861	1	14	「特用林産基礎資料」
	竹材生産量	千束	18	4	1,191	0.3	22	
	木炭生産量	t	18	174	17,169	1	17	
素需 材量	国産材	千m³	17	292	16,166	1.8	18	農林水産省統計情報部
	外材	〃	17	447	12,875	3.5	9	「木材需給報告書」
	計	〃	17	739	29,041	2.5	12	(平成17年)
木材工場	製材工業(7.5kw以上)	工場	17	156	9,011	1.7	31	農林水産省統計情報部
	製材工場素材消費量	千m³	17	155	20,586	0.8	33	「木材需給報告書」
	合単板工場数	工場	17	5	271	1.8	—	(平成17年)
	合板用素材入荷量	千m³	17	424	4,636	9.1	—	
	チップ工場数	工場	17	25	2,040	1.2	32	
	チップの素材からの生産量	千m³	17	90	2,235	4	—	
森林整備	民有林人工造林面積	ha	※17	146	20,382	0.7	32	林野庁
	〃スギ	〃	※17	21	4,120	0.5	32	「森林・林業統計要覧2007」
	〃ヒノキ	〃	※17	56	4,465	1.3	23	
	〃マツ	〃	※17	3	226	1.3	19	
	〃その他	〃	※17	6	11,571	—	—	
	間伐面積	ha	※17	4,538	280,000	1.6		森林整備課調
林道	民有林林道総延長	km	※16	1,621	86,625	1.9	22	森林整備課調
	民有林林道密度	m/ha	※16	3	5	—	44	
森林組合	森林組合数	組合	※17	15	842	—	—	林野庁林政部経営課
	1組合平均組合員数	人/組合	※17	4,206	1,922	—	—	「森林組合統計」
	1組合平均払出資資金額	千円	※17	152,020	61,260	—	—	
	1組合平均作業班員数	人/組合	※17	51	40	—	—	
治山	民有林補助治山事業費	百万円	※17	2,882	153,316	1.9	23	「森林・林業統計要覧2007」
	民有林保安林面積	千ha	※17	162	4,967	3.3	6	
林業経営	林家数	戸	12	36,379	1,018,744	3.6	6	農林水産省統計情報部
	林家保有山林面積	ha	12	221,385	5,716,530	3.9	5	「2000年世界農林センサス」
	林家1戸当り保有山林面積	ha		6.1	5.6	—	—	
	林家以外の事業体数	事業体	12	4,250	153,003	2.8	16	

※は年度調べ

(平成19年島根県の森林・林業：島根県農林水産部より)

3. 近年の森林組合および島根県の林業に関する動向

平成19年、島根県林業公社主催の先進地視察等で確認できた森林組合および組合員に影響を及ぼす可能性がある事象について以下に整理した。

(1) 国産材の大量需要

①集成材

平成18年から平成19年にかけて島根県森林組合連合会の江の川木材共販市場（邑智郡邑南町）において木材の価格が上昇しているという情報を入手した。

江の川木材共販市場に直接問い合わせたところ、株式会社中国木材工業（広島県呉市）関連で大量の購入があり、結果として価格が上昇していたことがわかった。その後、改めて工場見学を兼ね、国産材の需要に関しヒアリングを行うことができた。

- ・中国木材工業株式会社は、従来、輸入材（主に米国産）で乾燥材を生産してきた。
- ・近年の中国等の木材需要の増大もあり、価格上昇、供給面での厳しい状況が今後も続くものと考え、国産材を使用する製品を開発し、生産体制を構築している。
- ・平成16年より伊万里事業所（佐賀県伊万里市）において国産スギとベイマツを組み合わせた異樹種集成材の生産を開始し、不足する国産スギを周辺地域より購入しており、山口県森林組合連合会とも供給契約を結んでいる。
- ・集成材に使用するため、曲がり材、小径材等の低規格の木材も使用できる。
- ・異樹種集成の需要は高まるとの予測から、中国地方においても広島県北部に製材工場の進出を検討中とのこと。平成20年1月広島県北広島町大朝において同年10月の操業開始を目指し、製材工場を進出する旨の新聞発表があった。
- ・北広島町の製材工場は、初年度年間3万 m^3 、最終的には年間10万 m^3 の生産を目指す大規模なものとなる予定（島根県の近年の年間素材生産量が26～28万 m^3 ）。
- ・広島県北部をはじめとし、島根県も含む広域からの木材集荷を前提に立地を決めている。
- ・前述した合板工場との間でスギ材の獲得競争が起きる可能性もある。

島根県に隣接する地域への大規模製材工場の進出は、比較的近い島根県内（特に石見地方）の林業へ与える影響は大きいと推察される。

同様に岡山県北部美作地域でも、国産材を使用した大規模な集成材工場と製材工場の操業開始計画が発表されているが、島根県内の林業への影響は少ないと思われる。

②合板

島根県は、県内合板製造業者に対し、県産杉材の使用を積極的に推進している。

また、木材輸出国の原木輸出から製品輸出への転換、現在使用している北洋材（ロシア）の輸出規制の流れもあり、合板製造業者の国産材使用増加の意欲が高まっている。

以上の流れを受け、平成19年島根県合板協同組合（松江市殿町、5社加盟）が浜田針葉樹工場（浜田市）に第二工場を新設する計画を打ち出し、生産能力を最大1.8倍に拡大し、更に島根県産スギ材の使用割合を10～20%から40～50%へ高めることと併せ、今後も合板用スギ材の需要が拡大するものと思われる。

浜田市での合板工場と①の北広島町での成材用製材工場の立地場所の間は、約50kmと至近であり、使用される木材の規格も似通っており、島根県西部においての木材需給に大きな影響を与えるものと考えられる。

（2）地元産材の地産地消

島根県をはじめとする全国の自治体の中でも、地元産材を使用した住宅材の地産地消を推進するための取り組みがなされている。

現在、島根県での取り組みとして

- ・島根県産材を使用した「しまねの木の家」の設計コンクールを開催している。これは、優れた「しまねの木の家」の事例を広く県民に紹介することで、木材利用や木造建築に対する関心や理解を深めていくことを目的としている。
- ・地元金融機関、農業協同組合による「県産材を使用した木造住宅の住宅ローン金利優遇制度」の実施。

の2点が行われている。鳥取県、愛媛県等で行われている木造住宅の住宅ローンへの利子補給、補助金支給は、島根県では行われていない。

ただ、島根県での取り組みは建築業界、製材業界に止まっており、森林所有者、森林組合といった木材（素材）生産の上流の参画はできていないのが現状である。

邑南町（邑智郡）において地元産材の利用促進を図るための協議会ができており、町営住宅への地元産材採用などの実績を出しているものもあるが、全県的なものはない。

その中で、地元産材の供給をスムーズに行うために

森林所有者（森林組合）→製材業者→建築事業者→消費者

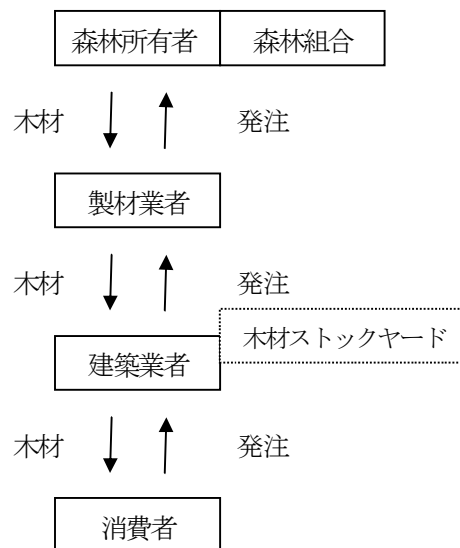
といった木材流通の上流から下流への流れを構築しようとする動きが全国的に広がりを見せており、その中に森林組合を巻き込む動きがあり、以下2点事例を紹介する。

①森林組合を巻き込んだ県産材利用住宅建築のための需給ネットワークの構築

フォレストコーポレーション株式会社（長野県伊那市）は、長野県が実施する県産材助成制度を利用しているが、県産材の安定供給を目指し、民間主導で住宅建設のために天然乾燥材のストックヤードを建設することにより、伐採から製材、乾燥まで時間がかかる問題の解決を図ろうとしている。

この中で木材需給のネットワークを構築する必要がある、木材供給先としての山林所有者との接点を持つため、地元森林組合と共同での木材（素材）生産がスムーズに進むように取り組みを行っている。

図1 地元産材の需給ネットワークの概略



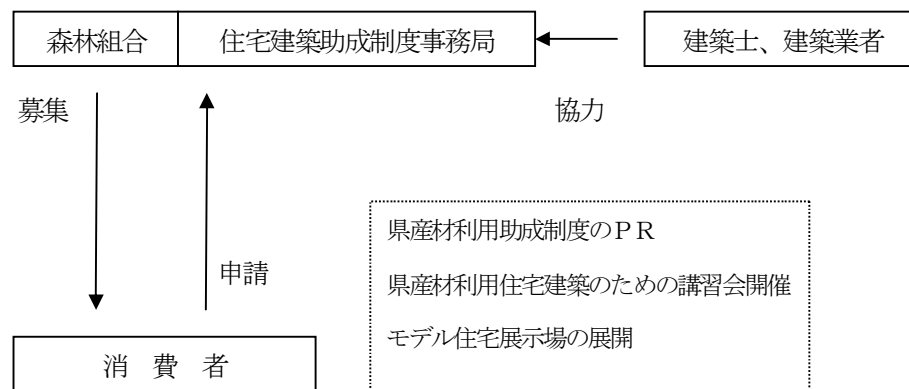
②森林組合による県産材利用の住宅建築助成制度への参画

越智今治森林組合（愛媛県今治市）では、愛媛県が実施している県産材利用の住宅建築助成制度の事務局となり、建築士、建築業者とも連携して住宅建築希望の消費者に対して県産材利用の住宅建築を促す取り組みを行っている。

これにより森林組合が持てなかった建築事業者、消費者等、木材流通の下流と接点を持てるようになり、地元での木材供給に関する情報を入手できるようになった。

愛媛県内では他にも数カ所同様な動きがある。

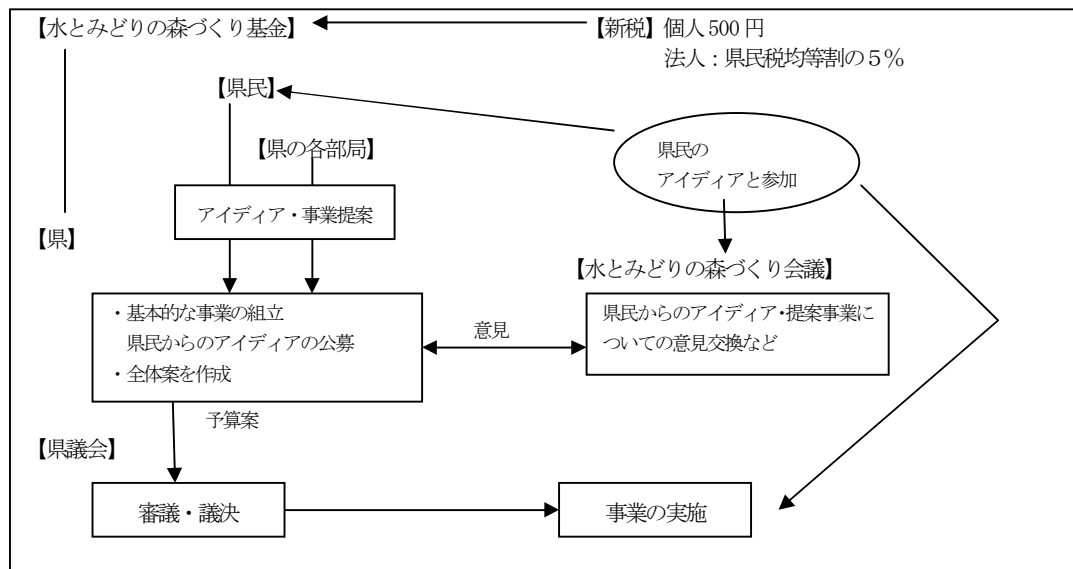
図2 森林組合による県産材利用の住宅建築助成制度への参画



(3) 島根県 「水と緑の森づくり」事業

森林の荒廃を防ぐことを目的として、新税を財源とし平成17年4月より事業開始。当面平成21年度までの期限付きの事業である。

①事業の仕組み（島根県林業課ホームページより）



②事業内容

- 緑豊かな森の再生 → 県民再生の森事業
- 森の恵みの身近な活用 → 森づくり・資源活用実践事業
- 県民参加の森づくり → 森づくり・資源活用実践事業 森づくり推進事業

これらの事業の中で、森林所有者を通じて森林組合の収益事業に繋がるものとして“県民再生の森事業”があげられる。

これは、荒廃した山林を再生するために不要木の伐採（間伐を含む）を行う事業であり、実施する森林所有者に交付金が交付される。森林所有者が委託実施する場合も対象となり、森林組合の収益源となる可能性がある。

実績（協定締結状況）：平成17年度460ha、平成18年度377ha

計画：平成19年度857ha（不要木の伐採、広葉樹植栽、侵入竹林伐採の合計）

（「平成19年島根県の森林・林業」、島根県HP：島根県農林水産部）

第2章 島根県内森林組合の概要

1. 森林組合とは

森林組合という組織について、名前は聞いたことがあるが中身がわからないという方もあろうかと思われるので、以下説明を行う。

(1) 森林組合の組織と森林組合法

森林組合は、「森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資すること」を目的として制定された森林組合法を根拠法に設立された組合組織である。

①目的

「森林組合は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであって、営利を目的としてその事業を行つてはならない。（森林組合法第4条抜粋）」とされており公益的な目的を持っている。

②組合員（森林組合の構成員）

- ・森林所有者たる個人
- ・生産森林組合その他の森林所有者たる法人
- ・組合員又は組合が主たる構成員又は出資者となっている団体

その他にも組合員の定義はあるが、これらの個人・法人・団体の森林所有者が主な組合員となっている。

③森林組合の行う事業

森林組合法の設立目的から見ると以下の5点が主要な事業となっている。

- ・組合員のためにする森林の経営に関する指導
- ・組合員の委託を受けて行う森林の施業又は経営
- ・組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け（これを行っている森林組合は少ない）
- ・病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
- ・前各号の事業に附帯する事業

上の主要な事業に加えて、次の事業（森林組合法第9条を要約）を行うことが認められている。

- ・林業（組合員）のための金融
- ・林業に必要な種苗の採取若しくは育成又は林道の設置

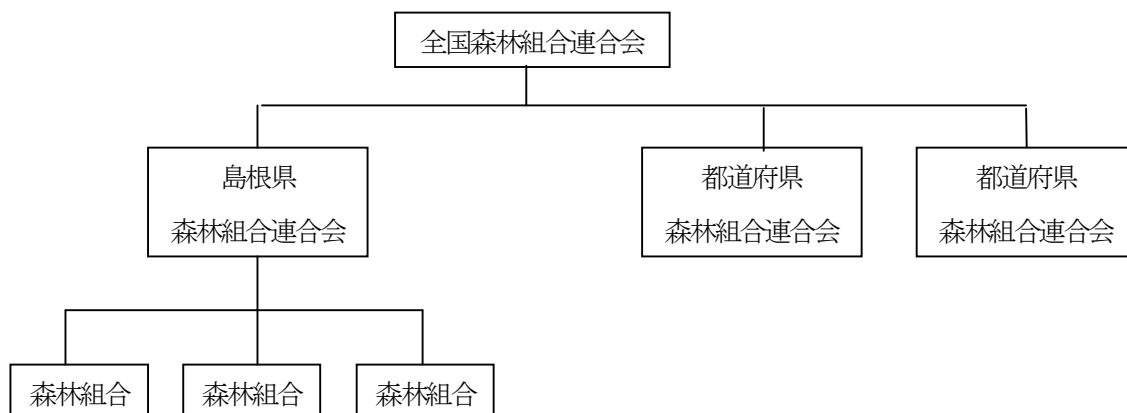
- ・森林施業の共同化
- ・林業労働の効率の増進に関する事業
- ・森林施業計画の作成

以上のように認められている事業のほとんどが林業に関する事業である。組合員のために行う事業であれば、より広い範囲の事業を行うことも可能と言える（詳細は森林組合法第9条参照）。

（2）全国の森林組合組織

都道府県ごとに組織された個々の森林組合が集まり、都道府県森林組合連合会が組織されている。都道府県森林組合連合会は、個々に独自の収益事業を行っているところもある。各都道府県の森林組合連合会の上部組織として全国森林組合連合会がある。

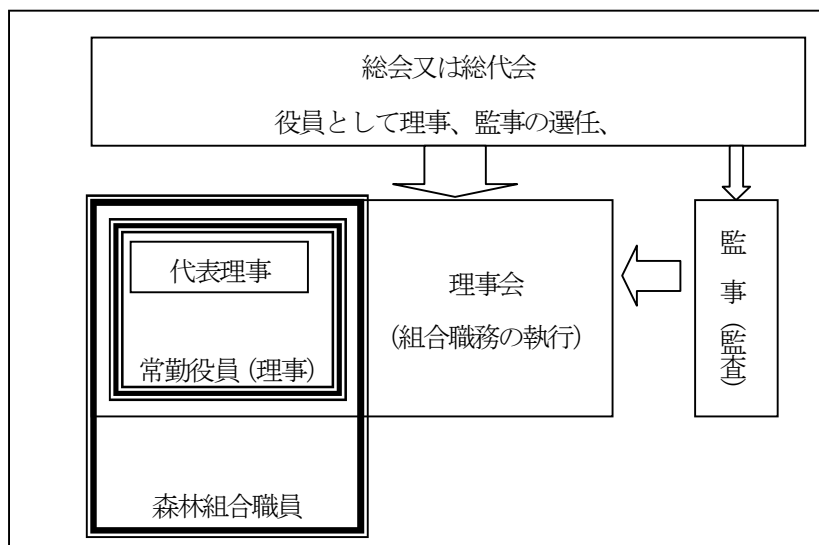
図3 全国の森林組合組織の概略



（3）森林組合の組織

一般的な森林組合の組織は下記のとおりである。

図4 一般的な森林組合の組織



森林組合は、基本的に組合であり、協同組合とほぼ同じ組織構成、機能を持っている。

i) 総会（又は総代会）

機能：森林組合の最高意志決定機関

主な議決事項

- ・役員として理事及び監事の選任
- ・定款の変更
- ・規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は共同施業規程の設定、変更又は廃止
- ・毎事業年度の事業計画の設定又は変更
- ・経費の賦課及び徴収の方法
- ・毎事業年度内における借入金の最高限度

年1回の定期総会の他に臨時総会を開催

総代会は、組合員が200人以上の組合で、定款で定めることで、総会に代えて設置できる（森林組合法第65条）。島根県内のほとんどの森林組合は、広域合併により1,000人以上の組合員を有することもあり、総会に代えて総代会を設置している。

ii) 理事会

月に1回以上開催する組合が多い。

機能

- ・組合の業務執行の決議、理事の職務執行の監督
- ・理事の中から1名以上の代表理事の選任

iii) 監事

機能

- ・理事の職務執行についての監査

日常の組合業務の遂行は、常勤理事1名以上の下で参事以下の職員が配置され行なわれていることが多い。

以上の組織形態は、全国的にも同様と思われる。

2. 島根県内森林組合の概要

(1) 組合数の推移

森林組合は、元々市町村単位に設立されることが多く、市町村合併と同様に森林組合も合併を行ってきた流れがある。島根県内において昭和37年に87組合あったものが平成18年には13組合に統合されている。森林組合の合併は昭和30年代の後半から昭和50年代の前半にかけての市町村合併と並行するように58組合へ、更に昭和50年代後半から島根県の合併推進対策に伴い広域合併が進み13組合となっている。

表8 島根県内森林組合年度別合併の推移

年度	国の合併 推進対策	県の合併 推進対策	森林組 合の数	合併状況 (合併時期と表の年度は一致しない)
37			87	
38	第一期	市町村区域の合併	81	大社町・鶴鷺→大社町、大田市・佐比売・大代→大田市 木次町・日登・温泉→木次町、赤名・来島→赤来町
39			81	
40			77	瑞穂町・田所→瑞穂町、波佐・雲城・今福→金城
41			77	
42			70	石見益田・益田市→益田市、西郷町・中村→西郷町 馬路・大田村・仁万宅野→仁摩町、掛合町・波多→掛合町 湖陵村・向南→湖陵村、安城・金城→金城
43	70			
44	66		矢上・井原・中野・日和・日貫→石見町	
45	66			
46	66			
47	65		温泉津町・井田→温泉津町	
48	65			
49	64		国府町・浜田市→浜田市	
50	64			
51	61		馬木・島上・八川・横田→横田町	
52	61			
53	第三期	第一次広域合併	61	
54			58	山佐・布部村・比田・広瀬→広瀬町
55			58	
56			58	
57			58	
58	58			
59	55		西郷町・布施村・五箇村・都万村→●隠岐島後(58.7.1)	
60	空白期	第二次広域合併	55	
61			55	
62			55	
63			49	川本町・邑智町・大和村・羽須美村・瑞穂町・石見町・桜江町→●邑智郡(63.8.1)
1			45	掛合町・吉田村・赤来町・三刀屋町・頓原町→●飯石郡(1.12.1)
2	44		江津市・江東→江津市	
3	43		仁多町・横田町→●仁多郡(3.4.1)	
4	第五期	第三次	43	
5			36	松江市・鹿島町・島根町・美保関町・東出雲町・八雲村・玉湯町・宍道町→●松江八東(5.6.1)
6			32	浜田市・金城・旭町・弥栄・三隅町→●石央(7.2.1)
7			32	
8			32	
9	第六期	第四次広域合併	30	海士町・知夫村・西ノ島町→●隠岐島前(10.1.5)
10			19	益田市・美都町・匹見町・津和野町・日原町・柿木村・六日市町→●高津川(10.9.1)
11			19	出雲市・平田市・大社町・多伎町・湖陵町・佐田町→●出雲地区(10.10.1)
12			19	
13			19	
14	空白期		15	安来市・広瀬町・伯太町→●しまね東部(14.4.1)
15			15	木次町・大東町・加茂町→●大原郡(14.4.1)
16			15	
17			15	
18			13	大田市・温泉津町・仁摩町→●大田市(18.6.1)

●は広域合併組合

★H9.4.1森林組合合併助成法の一部改正により合併及び事業経営計画書の提出期限の5年間延長

★H18.9月末現在 広域合併組合●12 その他組合1(江津市)

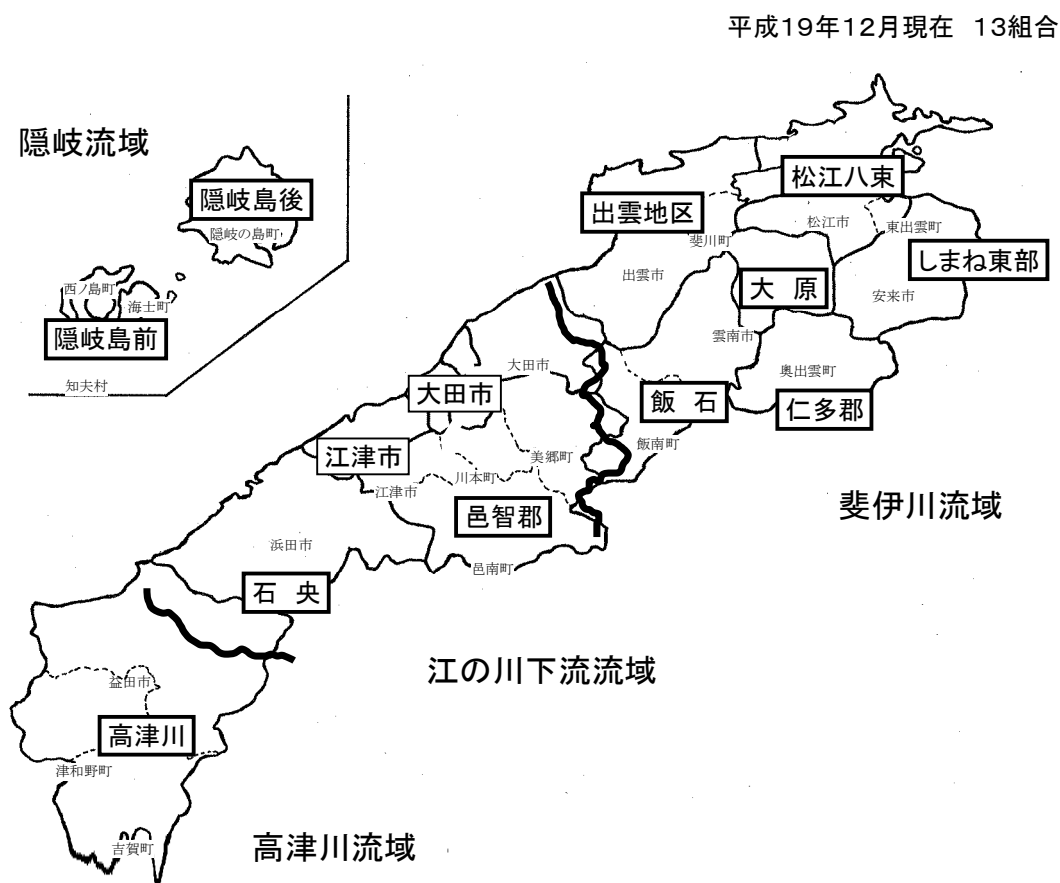
(島根県農林水産部林業課)

(2) 島根県内森林組合の現況

①森林組合の配置

平成19年12月現在、島根県内の森林組合は13組合あり、これらは県内の主要3河川と島嶼部の4つの流域（斐伊川、江の川下流、高津川、隠岐）に分かれている。森林組合の広域合併が進んでいたため、平成13年までは、1組合の対象地区が複数の市町村にまたがる組合が多かったが、平成の市町村大合併により、約半数の森林組合が対象地区は1市町村となっている。平成19年12月現在、松江八束、出雲地区、飯石、邑智郡、高津川、隠岐島前森林組合が複数の市町村にまたがっている。

図5 島根県森林組合配置図



凡 例	
組合名	森林組合名
組合名	うち広域森林組合
—	組合界
-----	市町村界

(島根県農林水産部林業課)

表9 森林組合地区 市町村一覧

森林組合名	市 町 村 名
松江八束森林組合	松江市(松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町) 東出雲町
しまね東部森林組合	安来市(安来市、広瀬町、伯太町)
大原森林組合	雲南市の一部(大東町、加茂町、木次町)
仁多郡森林組合	奥出雲町(仁多町、横田町)
飯石森林組合	雲南市の一部(三刀屋町、吉田村、掛合町) 飯南町(頓原町、赤来町)
出雲地区森林組合	出雲市(出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町) 斐川町
大田市森林組合	大田市(大田市、温泉津町、仁摩町)
邑智郡森林組合	川本町、美郷町(邑智町、大和村)、邑南町(羽須美村、瑞穂町、石見町) 江津市の一部(桜江町)
石央森林組合	浜田市(浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町)
江津市森林組合	江津市(江津市、桜江町)
高津川森林組合	益田市(益田市、美都町、匹見町)、津和野町(津和野町、日原町) 吉賀町(柿木村、六日市町)
隠岐島後森林組合	隠岐の島町(西郷町、布施村、五箇村、都万村)
隠岐島前森林組合	海士町、西ノ島町、知夫村

※()内は旧市町村名

(島根県農林水産部林業課)

②組織

森林組合を構成する人員は、役員と職員（本所・支所、製材所・加工場等の事業所に勤務）と森林整備に従事する作業班員（森林組合に雇用され、社会保険の適用を受けている）から構成される。

森林組合数は、合併により減少していることは前に述べたが、組合員は平成10年65,712人が平成18年に62,723人へ約3,000人（4.5%）減少、常勤役員は平成10年12人が平成18年に10人へ2人（17%）減少、常勤職員は平成10年263人が平成18年に189人へ約74人（28%）減少している。

1組合当りで見ると、組合員は平成10年3,459人が平成18年に4,825人へ1,366人（39.5%）増加、常勤職員は平成10年13.8人が平成18年に14.5人へ0.7人（5%）増加している。常勤役員は平成10年0.6人が平成18年に0.8人へ増加しているが、元々常勤役員不在の組合があったことから、常勤役員のいる組合に限って見れば0.2人減少している。

島根県全体で見れば、組合員、常勤役員・職員共に減少傾向にあり、1組合当りで見れば、合併により規模が大きくなり、組合員、常勤職員共に増加している。

表10 島根県内森林組合の組織の推移

（単位：人）

年度	区分	組織			1組合当り人数		専従職員1人当り 組合員数
		組合員数	常勤役員数	専従職員数	常勤職員数	常勤役員数	
平成10	数 量	65,712	12	263	13.8	0.6	250
	組合数	19	10	19			
11	数 量	65,013	11	266	14.0	0.6	244
	組合数	19	10	19			
12	数 量	64,191	10	264	13.9	0.5	243
	組合数	19	10	19			
13	数 量	64,007	10	265	13.9	0.5	242
	組合数	19	9	19			
14	数 量	63,823	11	256	17.1	0.7	249
	組合数	15	10	15			
15	数 量	63,448	12	256	17.1	0.8	248
	組合数	15	11	15			
16	数 量	63,136	9	248	16.5	0.6	255
	組合数	15	9	15			
17	数 量	63,091	10	206	13.7	0.7	306
	組合数	15	10	15			
18	数 量	62,723	10	189	14.5	0.8	332
	組合数	13	10	13			

（平成19年島根の森林・林業：島根県農林水産部）

組合員と常勤職員の人数対比を見ると、常勤職員1人当り組合員数は平成10年250人が平成18年332人へ82人（33%）増加している。広域化と併せ職員1人当りの負担が大きくなっているものと考えられる。

以上が役員と職員の推移であるが、実際に森林整備を行う作業班員の推移を見ると、平成17年に作業班員の人数は1,139人と平成10年に比較し251人、18%減少している。伐出を行う森林組合は少ないため作業班員数も少ない。

作業班員の人数の減少要因として、機械化の進展、高齢化が進み労働安全衛生面での問題が生じたこと等の理由の他、定年制の導入もあり、70歳代の作業班員など高齢化した作業班員の退職が進んだことによる。

1組合当りの作業班員は、合併に伴う組合数の減少もあり、微増となっている。

表11 島根県内森林組合の作業班員の推移

(単位：人)

年度	組合数	業務				1組合当り 人数
		伐出	造林	その他	計	
平成10	19	84	1,156	150	1,390	73.2
平成11	19	63	1,173	175	1,411	74.3
平成12	19	65	1,111	145	1,321	69.5
平成13	19	58	1,061	137	1,256	66.1
平成14	15	71	945	151	1,167	77.8
平成15	15	59	869	210	1,138	75.9
平成16	15	58	930	133	1,121	74.7
平成17	15	47	862	230	1,139	75.9
平成17の平成10に 対する比率		56.0%	74.6%	153.3%	81.9%	103.8%

*平成18年の数値がないため、平成17年までを掲載した。

*伐出：木を切り出す素材生産を行う業務。

*造林：植林、保育、間伐等の整備を行う業務。

③現況での問題点

合併に伴い、組合の広域化が進み、職員数の減少など組合組織のスリム化も進展している。

その結果、1組合当り・職員1人当りの組合員数が増加しており、現状では顕在化していないが、組合と組合員とのコミュニケーションが取りにくくなる虞がある。

第3章 財務、収益構造から見た島根県の森林組合

1. 財務

(1) 島根県内森林組合全体の推移

「表12 島根県内森林組合全体の財務の推移」を見ると、島根県内森林組合全体での当期末処理剰余金は平成10年16組合で215,490千円あったものが、平成18年には11組合125,035千円と42%減少している。

一方、当期末処理損失金は平成10年3組合で64,381千円あったものが、平成18年には、2組合34,865千円と46%減少している。

利益を確保している組合が多いものの、1組合当たり当期末処理剰余金は、平成10年13,468千円あったものが、平成18年には11,369千円と16%減少している。

島根県内森林組合全体では、赤字組合が減少し、平成16年を底に収益性は回復傾向にあるが、平成14年以前の当期末処理剰余金には及ばず、過去に比較し収益性が低下している。

表12 島根県内森林組合全体の財務の推移

(単位:千円)

年度	区分	財務		
		払込済出資金	当期末処理剰余金	当期末処理欠損金
平成10	数 量	1,747,684	215,490	64,381
	組合数	19	16	3
11	数 量	2,062,498	190,742	52,431
	組合数	19	18	1
12	数 量	2,085,304	215,729	57,178
	組合数	19	17	1
13	数 量	2,115,290	179,090	45,790
	組合数	19	17	2
14	数 量	2,270,313	222,851	41,872
	組合数	15	13	2
15	数 量	2,304,033	186,783	39,533
	組合数	15	12	3
16	数 量	2,324,699	57,622	127,043
	組合数	15	8	7
17	数 量	2,280,305	87,123	81,048
	組合数	15	11	3
18	数 量	2,282,011	125,035	34,865
	組合数	13	11	2

(平成19年島根の森林・林業：島根県農林水産部)

「表 1 3 島根県内森林組合全体の財務の推移詳細」を見ると平成 1 7 年と平成 1 8 年の対比の中で、事業管理費（販管費）が減少しているが、これは合併により 2 組合減ったことによる事業管理費削減効果があったものと考えられる。

表 1 3 島根県内森林組合全体の財務の推移詳細（平成 1 7 と 1 8 年の対比）

区 分	17 年 度 (A)			18 年 度 (B)			増 減 (△)	B/A*100 (%)
	数量(A)	組 合 数	1組合平均	数量(B)	組 合 数	1組合平均		
払 込 済 出 資 金	2,280,305	15	152,020	2,282,011	13	175,539	1,706	100
固 定 資 産 (外部出資含む)	3,050,625	15	203,375	2,931,225	13	225,478	△ 119,400	96
当期末処理剰余金	87,123	12	7,260	125,035	11	11,366	37,912	144
当期末処理欠損金	81,048	3	27,016	34,865	2	17,432	△ 46,183	43
事業総損益(収益)	6,226,542	15	415,102	6,295,597	13	484,276	69,055	101
(費用)	4,879,014	15	325,267	4,960,130	13	381,548	81,116	102
(計)	1,347,528	15	89,835	1,335,467	13	102,728	△ 12,061	99
事業管理費	1,360,846	15	90,723	1,215,005	13	93,461	△ 145,841	89
事業利益	68,122	8	8,515	148,344	11	13,485	80,222	218
(事業損失)	81,440	7	11,634	27,882	2	13,941	△ 53,558	34
合 計	-13,318	15	-887	120,462	13	9,266	133,780	—

(平成 1 9 年島根の森林・林業：島根県農林水産部)

(2) 個々の組合の財務指標と全国・島根県平均値との対比

別の機会に財務診断をする機会があった 6 森林組合について平成 1 7 年の決算書を基にした収益性、安全性、生産性の主要な指標と島根県・全国平均値とを記載した表 1 4, 1 5 を次頁に掲載している。

なお、島根県・全国平均値と比較するため林野庁が定めている指標の計算方法に準じて行っている。また、生産性の指標は島根県平均値、全国平均値では算定されていないため、個々の組合の指標のみ掲載している。

①収益性

- ・全国平均に比較すると島根県平均は事業総利益率、収益高事業利益率、収益高経常利益率の利益率が劣っている。
- ・2 組合が赤字決算である。
- ・黒字決算の組合も収益高事業利益率、収益高経常利益率において 0. 8 ～ 1. 5 ポイントの差があり、組合ごとの収益力に差があると言える。

表 1 4 財務指標（島根県平均値・全国平均値）

		島根県 平均値	全国 平均値	適用	
収益性	総資本事業利益率	%	0.1	1.0	事業利益÷総資本
	総資本回転率	回	112.7	108.5	収益高÷総資本
	事業総利益率	%	22.0	23.7	事業総利益÷収益高
	収益高事業利益率(営業利益率)	%	0.1	0.9	事業利益÷収益高
	収益高経常利益率(経常利益率)	%	0.1	1.4	経常利益÷収益高
	収益高事業管理費比率(販管費比率)	%	21.9	22.8	事業管理費÷収益高
	自己資本比率	%	59.8	51.6	自己資本÷総資産
安全性	流動比率	%	301.8	220.0	流動資産÷流動負債
	当座比率	%	285.7	202.1	当座資産÷流動負債
	固 定 比 率	%	61.8	154.0	固定資産÷自己資本
	固定長期適合率	%	100.9	128.9	固定資産÷(自己資本＋固定負債)
生産性	付加価値率	%	－	－	
	労働分配率	%	－	－	人件費÷付加価値
	労働装備率(1人当たり有形固定資産)	千円	－	－	有形固定資産÷社員数

(島根県・全国平均値は林野庁まとめ)

表 1 5 財務指標（個別組合数値）

			A	B	C	D	E	F
収益性	総資本事業利益率	%	-5.8	0.6	1.2	1.0	-3.3	1.0
	総資本回転率	回	111.5	95.8	119.0	65.7	109.8	0.88
	事業総利益率	%	20.9	17.6	17.9	21.0	24.3	29.9
	収益高事業利益率(営業利益率)	%	-5.2	0.7	1.0	1.5	-3.0	1.1
	収益高経常利益率(経常利益率)	%	-4.8	2.7	1.0	1.5	-3.2	1.7
	収益高事業管理費比率(販管費比率)	%	26	16.9	16.9	19.4	27.3	28.8
	自己資本比率	%	55.4	62.9	65.9	70.7	48.0	34.2
安全性	流動比率	%	149.9	246.0	263.8	495.2	261.7	264.8
	当座比率	%	138.4	200.2	246.9	479.5	194.3	110.7
	固 定 比 率	%	104.8	97.2	46.9	40.1	67.0	89.0
	固定長期適合率	%	89.1	95.1	46.2	40.1	47.7	72.2
生産性	付加価値率	%	59.8	68.8	80.5	71.5	61.3	79.7
	労働分配率	%	87.4	64.9	70.0	81.4	98.7	77.4
	労働装備率(1人当たり有形固定資産)	千円	3,227	5,353	1,517	1,986	1,142	1,619

* 労働分配率、労働装備率算定の際の職員数、人件費には作業班員分を含んでいる。

②安全性

- ・島根県平均値は、全国平均と比較して、いずれも良好な数値を示している。
- ・赤字決算の組合も含め良好な数値を示している。固定比率100%超の組合があるが、固定長期適合率では90%を下回っており、特に問題がない。

③生産性

- ・生産性指標は、全国・島根県平均値とも算定されておらず、独自に算定している。
- ・労働分配率については、他業種のそれ、製造業64%、卸小売業74%、サービス業70%、建設業81%と（「平成17年度法人企業統計年報」財務省）と比較すると、黒字組合は、建設業並み、あるいはやや低い数値となっている。
- ・赤字組合のA、E組合は、黒字組合と比較し付加価値率が低くなっており、結果、労働分配率も高くなる傾向にある。
- ・B組合は、製材加工場、キノコ栽培施設等の建物・施設関連が多く、労働装備率が高くなっている。
- ・D組合は、当期に高性能林業機械を積極的に導入しており、圧縮記帳、特別償却を実施しており、実質的な労働装備率は更に高くなるものと思われる。

（3）財務上の問題点と課題

全体から見ると平成14年を底に収益は回復しつつあるが、以前に比較して、低水準である。
島根県平均および個々の組合の財務指標を見ると、収益性が全国平均に比べ劣っている。

特に事業総利益率、事業高事業利益率（営業利益率）の改善が必要である。

収益性の改善のために

原価管理の実施による原価の低減
事業管理費（販管費）の低減

への取り組みが必要である。

2. 収益構造

前頁までで財務体質について概観したが、収益性に影響する収益（売上）について島根県森林組合全体の収益（売上）の推移を見ることとする。

森林組合は、決算書においてその事業をあらかじめ決められた5つの事業区分ごとに収益（売上）と費用（原価）を記載している。この5つの事業区分は森林組合特有のものであり、そのままではわかりにくいので、ヒアリングした内容を基に整理すると以下のとおりとなる。実際には組合ごとに区分に若干差異がある。

表16 森林組合の5事業区分

I. 指導事業（ここでの収入のほとんどは組合員の負担金である）

- ・組合員の山林整備に関する個別相談の実施
- ・組合員への組合広報誌の配布

II. 販売事業

- ・販売：組合員などが生産する林産物（用材・パルプ材・椎茸原木・薪・乾椎茸等）の販売（委託販売含む）
- ・林産：組合員などの立木を買い取り生産販売（用材・パルプ材）
- ・請負林産：組合員等の立木の生産
- ・加工：木材の製材加工・販売、特用林産物（キノコ類等）の生産販売、バーク堆肥の製造・販売、間伐材加工製品の製造・販売

III. 購買事業

- ・造林用苗木の販売
- ・林業資材（鉋・鎌・林業機械・林業用薬剤・林業用機械など）の販売
- ・生活物資の販売

IV. 利用事業

- ・造林：新植（組合員、林業公社、緑資源機構など）
- ・保育：下刈・除伐・枝打ち・間伐など
- ・調査：市町村から山林の地籍調査の受託、立木調査など
- ・市町村あるいは民間の施設の管理受託
- ・病虫害防除（松くい虫防除など）
- ・建設工事に伴う伐開工事の受託（伐開工事により発生する木材の破砕処理を行う組合もある）
- ・森林国営保険の推進

V. 金融事業

- ・各種資金の貸付・償還（造林資金・林経資金・施設資金など）

なお、森林組合法の改正に伴い平成18年度決算より「購買事業」、「利用事業」、「金融事業」を「森林整備事業」にまとめ、3事業区分に変更されている。

(1) 島根県内森林組合全体での収益の推移

「表17 島根県内森林組合の事業区分別収益の推移」を見ると、収益全体では平成17年の収益（収入）は6,223,406千円と平成10年対比で40%減少している。

事業区分別に見ると、全事業部門とも減少しているが、特に、金融部門は70%以上と大きく減少している。これは、木材価格の低迷もあり、新規植林等の投資意欲が減退し、組合員の新規借入がほとんどなくなっていることによる（組合の主な貸出原資である農林漁業金融公庫からの借入残高も減少している）。とはいえ、金融部門の全体に占める割合は1%未満と低く、影響は少ない。

一方、全体収益の中で70%前後と大きな割合を占める利用部門が、平成10年対比40%減少していることが全体収益減少の大きな要因と言える。

その他、全体の収益悪化は、新植、保育の減少も大きいと言える（図7 島根県内の森林造成事業における新植・保育面積参照）。これは、特に、島根県林業公社での新植中止による影響が大きいようである。

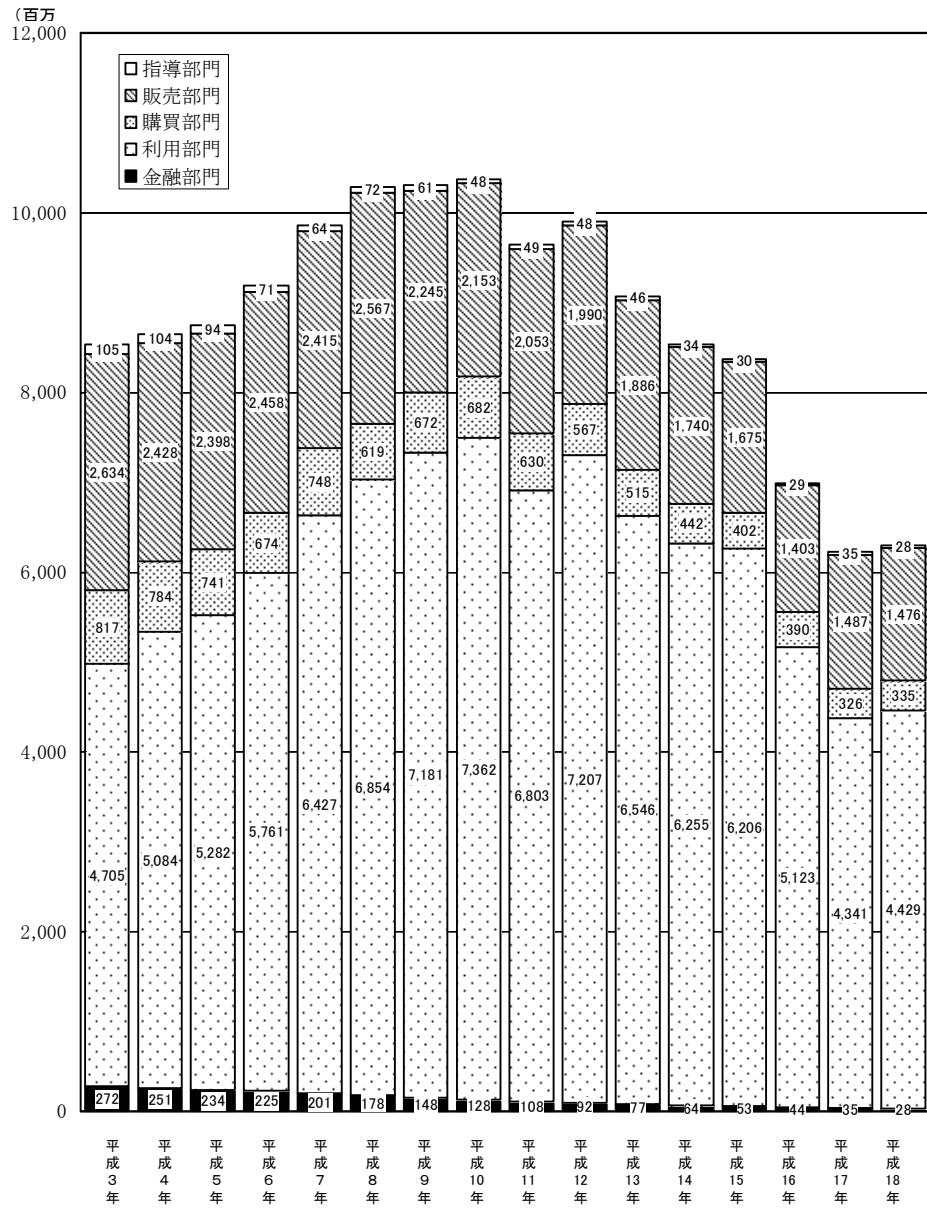
表17 島根県内森林組合の事業区分別収益の推移 (単位:千円)

年度	区分	指導部門	販売部門	購買部門	利用部門	金融部門	計
平成10	取扱高	47,998	2,153,417	682,181	7,362,097	127,523	10,373,216
	組合数	17	15	19	19	18	19
11	取扱高	49,071	2,052,524	629,871	6,803,424	107,885	9,642,775
	組合数	16	14	19	19	18	19
12	取扱高	47,578	1,989,983	567,164	7,206,952	91,859	9,903,536
	組合数	18	14	19	19	18	19
13	取扱高	46,375	1,886,391	514,714	6,545,981	76,877	9,070,338
	組合数	17	16	19	19	18	19
14	取扱高	33,843	1,739,686	441,590	6,254,872	63,855	8,533,846
	組合数	15	13	15	15	15	15
15	取扱高	30,245	1,675,351	402,337	6,206,187	52,833	8,366,953
	組合数	13	12	15	15	15	15
16	取扱高	29,407	1,402,788	389,758	5,123,240	43,779	6,988,972
	組合数	13	12	15	15	15	15
17	取扱高	34,680	1,487,456	325,632	4,340,870	34,768	6,223,406
	組合数	11	12	15	15	15	15
平成17年の10年に対する比率		72.3%	69.1%	47.7%	59.0%	27.3%	60.0%

(平成19年島根の森林・林業：島根県農林水産部)

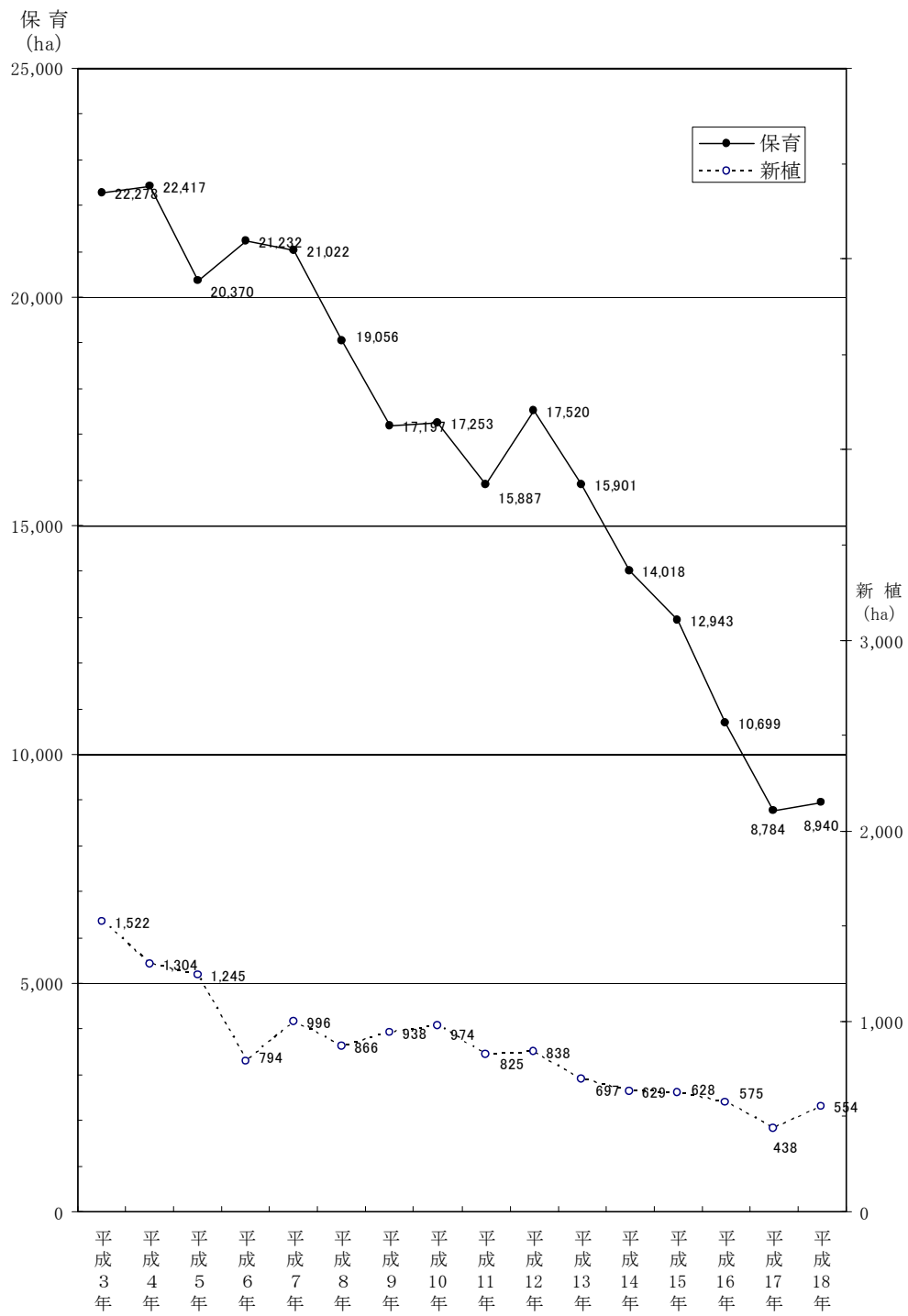
*平成18年は事業区分の変更があり、比較できないため割愛している。

図6 島根県内森林組合全体の事業部門別収益の推移



(島根県農林水産部林業課)

図7 島根県内の森林造成事業における新植・保育面積



(資料：島根県農林水産部林業課)

(2) 個々の組合で見た収益構造（受注構造）

島根県全体での森林組合の収益を事業区分別で見たが、ここでは個々の組合での収益構造（受注構造）を見ることとする。

収益構造（受注構造）については、正確な資料が決算書には出ていないため、前年度から今年度にかけて島根県林業課依頼の診断を行った6組合の森林組合の中からヒアリングを行い、発注先別収益高比率に整理し直した。診断を実施した時期が異なるためA～E組合は平成17年の決算まで、F組合は平成18年の決算までの数値から算出している。

①A森林組合

- ・この組合は、都市部と中山間地域を地区としている。林産地には立地していない。
- ・木材加工場、チップ製造工場を保有している。
- ・平成17年度では、県、市町村、林業公社、緑資源機構、建設業（公共事業の下請け）を合わせた行政（公共事業）の受注割合は49.2%となっている。
- ・加工は主に公共工事用資材として使用される間伐材の丸棒加工品の製造であり、公共事業による収益と言え、加工を含めると行政（公共事業）の占める割合は60%超となる。
- ・民間での収益は、チップのみと言える。チップは地区内での調達では不足するため、地区外から購入している。

表18 A森林組合の受注先別占有率 (%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	備 考
市町村	27.6	26.8	21.1	
緑資源機構	1.7	1.4	1.3	
林業公社	2.6	3.2	2.2	
県	4.4	3.6	4.3	
加工	9.2	12.3	12.3	公共事業で使用
建設業	15.8	21.9	20.3	立木処理、施設維持 工事費
組合員	3.9	4.8	4.4	
チップ	11.7	14.3	19.9	
その他	23.0	11.8	14.2	
合 計	100.0	100.0	100.0	

②B森林組合

- ・この組合は、地区全体が中山間地域である。
- ・製材加工場、キノコ栽培加工場を持っている。地元自治体保有の農産加工場の指定管理者となり、農産加工品の製造販売を行っている。
- ・平成17年度では、県、市町村、(林業) 公社、緑資源機構、建設業（公共事業の下請け）を合わせた行政（公共事業）からの受注割合は44.8%となっている。
- ・キノコ栽培施設の生産性向上と栽培量の拡大を目指し、事業を推進中である。
- ・この組合は、キノコ栽培、製材加工、農産加工品の製造・販売と幅広く事業を行っており、公共事業の比率が半分以上となっている。

表19 B森林組合の受注先別占有率

(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	備考
県	11.9	16.5	16.6	
公社	20.9	9.5	12.7	
市町村	4.3	5.4	4.4	
緑資源機構	11.7	9.6	10.2	
建設業者	0.8	1.5	0.9	木材廃棄物処理
建材卸業	3.4	3.9	2.9	加工品
地元建築業	8.9	8.2	8.9	製材
地元小売・市場	2.5	2.9	2.9	農産加工
広島市場他	1.3	1.6	1.9	キノコ類
特産品	16.5	19.6	21.5	キノコ類
木材市場	1.8	1.3	1.0	
組合員	16.0	20.1	16.1	購買、金融
合 計	100.0	100.0	100.0	

③C森林組合

- ・この組合は、中山間地域に立地するが、一部が緑資源機構の造林地がある他は、特に林産地とは言えない立地である。
- ・組合出資法人で乾燥材加工施設を保有するが、組合本体では林業機械以外に施設、設備は保有していない。
- ・平成17年度では、県、市町村、林業公社、緑資源機構、建設業（公共事業の下請け）を合わせた行政（公共事業）から受注割合は81.2%と非常に高い。

表20 C森林組合の受注先別占有率 (%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	備 考
林業公社	16.1	14.6	13.1	
県	17.6	20.3	21.9	
市町村	37.1	38.1	39.6	
国・緑資源機構	14.6	14.9	6.6	
加工	2.1	3.2	3.3	乾燥材
市場他	0.6	2.5	4.2	
組合員他	11.9	6.4	11.4	
合 計	100.0	100.0	100.0	

④D森林組合

- ・この組合は、中山間地域に立地している。
- ・チップ製造工場、堆肥製造工場を持ち、木材破砕機を導入して木質廃材の処理加工も行っており、積極的に高性能林業機械の導入を行っている。
- ・平成17年度では、県、市町村、林業公社、緑資源機構、建設業（公共事業の下請け）を合わせた行政関係（公共事業）からの受注割合は59.2%となっている。
- ・利用間伐への取り組みを始め、そのために高性能林業機械を購入している。
- ・建設業者からの受注は、公共事業に伴う伐開（土木工事に伴う立木の伐採処理）であり、これを（公共事業）に含めると行政関係（公共事業）の割合は66.1%へ増加する。

表 2 1 D森林組合の受注先別占有率

(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	備 考
県	6.3	11.3	11.5	
林業公社	18.6	16.4	14.9	
緑資源機構	17.4	13.0	11.3	
国	2.7	1.1	0.8	
市町村	20.9	19.9	20.7	
製紙業	7.1	9.1	9.7	木材廃棄物処理
キノコ生産者	4.4	4.3	5.2	加工品
農家、商社	0.6	0.5	0.9	堆肥
木材市場他	6.8	5.1	5.2	
建設業	5.0	5.7	6.9	伐開工事
組合員	10.4	13.7	12.8	
合 計	100.0	100.0	100.0	

⑤E森林組合

- ・この組合は、市街地を含む平野部が多く、森林面積の割合が低い。
- ・森林の管理に加え、公園、住宅の庭木の管理も行っているが、民間の造園業者との競争が激しい。
- ・林業機械を除き、加工設備等は保有していない。
- ・平成17年度では、県、市町村、林業公社、緑資源機構、建設業（公共事業の下請け）を合わせた行政関係からの受注割合は58.2%となっている。

表 2 2 E森林組合の受注先別占有率

(%)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	備考
県	4.6	8.3	6.7	
林業公社	0.4	0.4	0.5	
市町村	35.9	30.4	23.8	
緑資源機構	4.2	5.1	4.4	
民間事業者	19.3	22.7	22.7	建設業者等
組合員他	35.6	33.2	41.8	
合 計	100.0	100.0	100.0	

⑥F 森林組合

- ・この組合は、全地区が中山間地域となっている。
- ・加工設備等は保有しておらず、間伐用の高性能林業機械の導入も始めたばかりである。
- ・平成17年度現在、県、市町村、林業公社、緑資源機構、建設業（公共事業の下請け）を合わせた行政（公共事業）からの受注割合は76.1%となっている。
- ・ダム関係は、完成に向けダムの本体工事に移っており、今後、受注は大きく減少する可能性が高い。

表2-3 F 森林組合の受注先別占有率

(%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
国：森林管理署	0.4	1.1	0.1	国有林
林業公社	15.8	13.7	11.8	
市町村	23.4	17.6	17.6	造林、地籍、雑工、整備協定、森林整備活動支援交付金、手数料
緑資源機構	7.1	8.1	10.0	
県	8.4	13.6	10.9	治山
ダム関係	11.0	14.4	13.8	国土交通省、建設業者
建設業者他	8.0	8.5	11.8	伐開、雑工
木材市場	0.3	0.3	0.8	一般材
チップ製造業	0.1	0.4	1.9	パルプ材
特産品小売	1.7	1.8	1.9	食品加工販売
組合員	12.3	13.3	11.1	購買、雑収入、造林手数料、金融
雇用対策	9.6	4.6	5.4	雇用対策・緑の雇用対策
その他	2.0	2.4	2.8	利用料、利用雑収入他
合 計	100	100	100	販売・購買・森林整備の収益

以上、6組合の受注先別の収益比率を見たが、行政（公共事業）の占める割合が45%～80%と幅はあるが、高いと言える。

その中で、公共事業の割合の高いF森林組合の受注先別収益高3カ年の推移（35頁 表2-4 F森林組合の受注先別収益高の推移）を見ると、平成18年度の収益高は平成16年度に対して9.8%減少している。行政関係（公共事業）は同対比7.4%減少と減少幅が少ない。

しかし、ダム関係、建設業者からの受注は、ダム工事、高速道路の建設工事の終了が間近であり、ほとんどなくなり、公共事業関係の収益（売上）高が大きく減少する虞がある。

表 2 4 F 森林組合の受注先別収益高の推移

(%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	摘 要
国：森林管理署	100.0	249.6	22.6	国有林
林業公社	100.0	77.1	67.1	
市町村	100.0	67.0	67.9	造林、地籍、雑工、整備協定、森林整備活動支援交付金、手数料
緑資源機構	100.0	102.2	128.5	
島根県	100.0	144.6	118.0	治山
ダム関係	100.0	116.2	112.9	国土交通省、建設業者
建設業者他	100.0	93.7	132.5	伐開、雑工
木材市場	100.0	97.2	262.9	一般材
チップ製造業	100.0	336.0	1,458.5	パルプ材
特産品小売	100.0	97.9	101.2	食品加工販売
組合員	100.0	96.5	81.6	購買、雑収入、造林手数料、金融
雇用対策	100.0	42.6	51.0	雇用対策・緑の雇用対策
その他	100.0	107.2	128.1	利用料、利用雑収入他
合 計	100.0	88.8	90.2	販売・購買・森林整備の収益
上記の公共事業	100.0	92.4	92.6	国、県、市、機構、公社、ダム、建設業

*いずれの受注先も平成16年度の収益高を100として比較している。

(3) 行政（公共事業）からの今後の受注動向

森林組合において行政（公共事業）の収益（売上）に占める割合が高いことがわかった。建設業界において公共事業の減少が大きな影響をもたらしており、森林組合においても無視できないため、受注先別の動向を次のとおり整理してみた。

a. 国、県、市町村

- ・いずれも財政難であり、現状維持ができるか、むしろ減少の可能性がある。
- ・公有林の管理に関し、島根県内で森林組合と信託方式を採用する自治体があり、今後信託方式が進むか注目する必要がある。
- ・間伐に関しては国、県とも重点施策として継続して推進する方向にある。

b. 島根県林業公社

- ・過去に植林した木の価格の低迷もあり、新規植林を中止している。公社自身が経営改善

中であり、現状の発注が維持できるかどうかといった状況であり、むしろ減少の可能性がある。

c. 緑資源機構

- ・不祥事問題により、解散が決定している。事業は他の独立行政法人及び都道府県が引き継ぐことになっているが、具体的なことは未定であり、現在の事業量が継続できるか流動的である。

d. 大型公共工事

- ・島根県内の治水ダム関係は、完成が近づいており、事業量は減少する。
 - ・道路関係では、山陰道、中国横断道の建設工事が進捗しているが、道路財源問題等により、計画通りに進むかどうか不透明となっている。
- また、建設業も公共事業の縮小により、経営状況が厳しくなっており、今まで森林組合へ発注していた伐開工事を内製化する可能性もある。

いずれにしても、従来の行政（公共事業）の受注は、伸びる可能性は低く、むしろ減少する可能性が高いものと考えられる。

今後、減少傾向にある行政（公共事業）の受注を他の受注により補完していく必要がある。補完ができなければ、受注に合わせた組織・設備体制に縮小していく必要がある。

このような受注構造の中で、収益増加（事業量の増加）の可能性のあるものとして、次のものが考えられる。

(4) 行政（公共事業）部門以外の今後の受注動向

行政（公共事業）部門以外で今後、需要が期待される以下の分野について記載する。

利用間伐の推進

針葉樹（スギ材）を使用した合板製造

針葉樹（スギ材）を使用した集成材製造

地元産材を使用した住宅建築の促進と地元産材の供給体制構築

i) 利用間伐の推進

前述のような受注環境の中で、島根県が注力しているのが、「利用間伐の推進」であり、中期的にも継続する方向にある。「利用間伐」とは、伐採した間伐材を材あるいは何らかの用途を見つけ利用しようとするものである。利用先として合板製造等が想定されている。

表 2 5 島根県の間伐の計画および実績

	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	計
間伐計画(ha)	4,200	4,210	4,250	4,440	4,920	22,020
間伐実績(ha)	4,895	4,538	6,440			
利用計画(m ³)	16,000	17,800	18,400	20,300	22,900	95,400
利用実績(m ³)	21,800	19,021	32,930			

課題

- ・間伐の推進に関しては、山林所有者が補助を受け、森林組合等へ委託する形態が多く、森林組合が間伐を推進するには、森林所有者（＝組合員）に提案し、補助金申請も含めて支援をする必要がある。
- ・木材価格が低迷している中で、森林所有者（＝組合員）に納得してもらいながら、間伐を進めていく必要がある。

ii) 針葉樹（スギ材）を使用した合板製造業

島根県が合板製造業者と協定を締結し、浜田市において事業が開始されている。

課題

- ・納入量が多いものの、納入単価が安く、曲がり材は使用できないなど使用木材の規格が厳しいとの声もあり（森林組合より）、合板用の材をまとめて集材する等の対策が必要となる。

iii) 針葉樹（スギ材）を使用した集成材製造業

9 頁に記載した株式会社中国木材工業が対象と考えられる。広島県呉市の工場まで間伐材を陸送すると輸送コストが高く、採算性が悪かったが、北広島町大朝の製材工場であれば、島根県西部石見地方から至近であり、輸送コストが下がり、採算が取りやすくなる。

合板での使用と異なり、曲がり材、根に近い太い部分も使用でき、利用可能率が高くなり、無駄な部分が少なくなる。住宅の構造材に使用する木材である必要はない。

将来年間 10 万 m³の製材量を目指すことから、木材の受入余地が大きい。

課題

- ・計画段階であり、納入価格、条件もこれから決まるため、不確定な部分がある。
- ・集成材用木材の販路ができる反面、製材工場の立地が島根県森林組合連合会の江の川木材共販市場に近く、従来、共販市場に出荷されていた木材が製材工場へ直接流れることで、江の川木材共販市場の経営不振、廃止に繋がり、結果、集成材用以外の住宅用構造材等の地元での販路を狭めてしまう虞がある。

iv) 地元産材を使用した住宅建築の促進と地元産材の供給体制構築

10 頁に記載したように、島根県内で住宅材として使用されれば、合板、集成材用に比較し、高く売却できる。地元で産出し、地元で使用することで輸送コストが安く済む。地元産材を使用することでの差別化（環境面、トレーサビリティ等）を図り、地元産材の割高感を緩和することで、住宅用材としての素材生産量の維持、拡大を図ることができる。

課題

- ・島根県内では木材流通の上流（素材生産者：森林組合）と下流（建築業者）との繋がりが一部の地域を除き存在しないため、新たにネットワークを構築する必要がある。
- ・ネットワークを構築した上で、事前に需要を予測し、供給できる体制も構築する必要がある。
木材の性質上、伐採してすぐには建築に使用できない。
- ・島根県をはじめとする中国地方の人口は、減少傾向にあり、住宅着工数の減少に繋がる可能性が高い。
- ・大手ハウスメーカーに押され、地元材を使用する地元建築業者が減少傾向にある。

- ・地元産材を使用することでの差別化（環境面、トレーサビリティ等）を消費者に訴求する必要がある。素材生産者（森林組合）、地元建築業にとって不得意な点である。

以上のように、4つの分野へ取り組むに当たっても解決すべき課題があるが、

縮小する行政（公共事業）の収益を補うためにも、

利用間伐の推進

針葉樹（スギ材）を使用した合板製造

針葉樹（スギ材）を使用した集成材製造

地元産材を使用した住宅建築の促進と地元産材の供給体制構築

のいずれか、あるいは複数への取り組みが欠かせない森林組合の経営課題といえる。

以上、森林組合が、いずれの対応を行うにしても、間伐そのものの実施、間伐材を含む木材を産出する必要がある。

そのためには、組合員の所有する森林から間伐、伐採を行わなければならない。

ここで、「組合員の持つ山林を保全、管理する」といった森林組合事業の原点に立ち戻ることが必要である。

そこで、次章以降に組合員の意識調査、ヒアリングを通じて、組合員の考え、意識の中から森林組合が対応すべき課題を整理する。

第4章 組合員アンケートおよびヒアリング調査

前章までで、森林組合を取り巻く環境から、島根県内の森林組合が取るべき方向と課題を整理したが、これらの課題に取り組むに当り、組合員の意識、考えを理解した上で、推進していく必要があると考え、組合員アンケートおよびヒアリング調査を行った。

1. 組合員アンケート調査

(1) 実施概要

調査対象：島根県内3森林組合の組合員450名

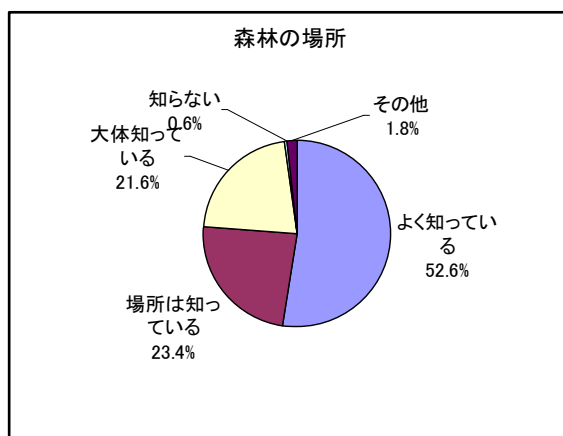
有効回収数171名 回収率38.0%

調査方法：対象者を無作為に抽出（協力：森林組合に依頼）

対象者に調査票（アンケート用紙）を郵送し、記入後返送されたものを集計分析

(2) 組合員アンケート結果

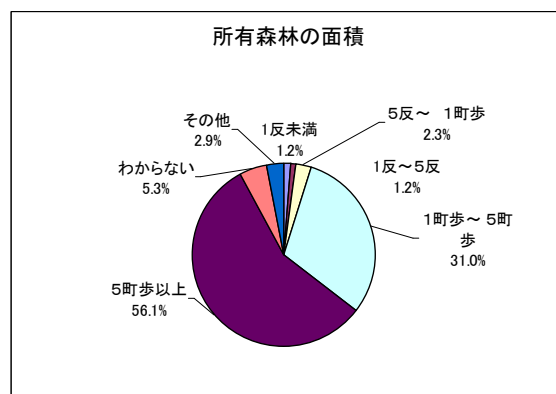
① 所有されている森林の場所をご存知ですか



	よく知っている	場所は知っている	大体知っている	知らない	その他	回答者計
実数(人)	90	40	37	1	3	171
比率(%)	52.6	23.4	21.6	0.6	1.8	100.0

- ・「よく知っている」52.6%、「場所は知っている」23.4%、「だいたい知っている」21.6%となっており、回答者のほとんどが所有されている山林を知っている。

② 所有されている森林の面積を教えてください

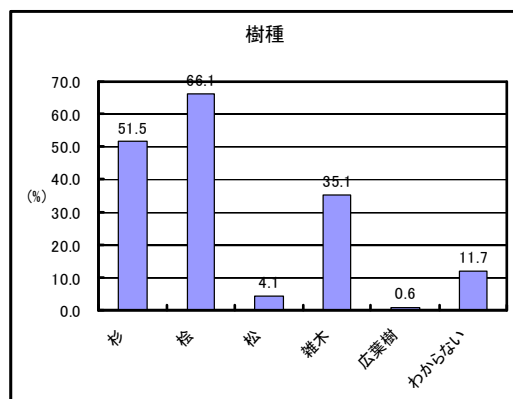


	1反未満	1反～5反	5反～1町歩	1町歩～5町歩	5町歩以上	わからない	その他	回答者計
実数(人)	2	2	4	53	96	9	5	171
比率(%)	1.2	1.2	2.3	31.0	56.1	5.3	2.9	100.0

- ・5町歩以上56.1%、1町歩～5町歩31.0%が多い順となっている。

＊1町歩＝約10,000平方m＝約1ha、1町歩＝10反

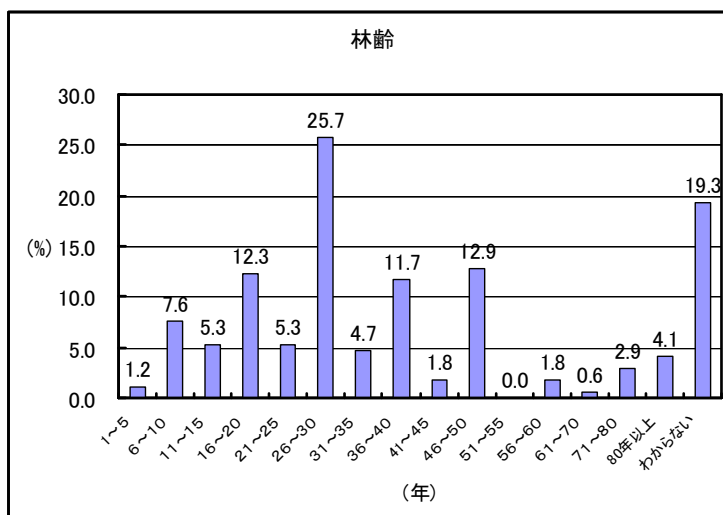
③ 森林の主な樹種（複数回答可）



	杉	桧	松	雑木	広葉樹	わからない	回答者計
実数(人)	88	113	7	60	1	20	171
比率 (%)	51.5	66.1	4.1	35.1	0.6	11.7	100.0

- ・桧（ヒノキ） 66.1%、杉（スギ） 51.5%、雑木 35.1%が多い順となっている。重複回答があり、複数の樹種を持っている回答者もいる。

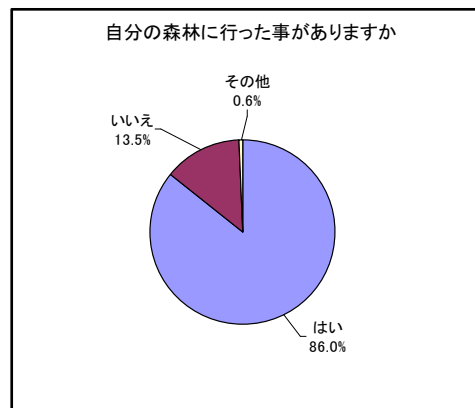
④ 林齢(植林してから経過年数)について（複数回答可）



6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31～35年	36～40年	41～45年	46～50年	56～60年	61～70年	71～80年	80年以上	わからない	回答者計
13	9	21	9	44	8	20	3	22	3	1	5	7	33	171
7.6	5.3	12.3	5.3	25.7	4.7	11.7	1.8	12.9	1.8	0.6	2.9	4.1	19.3	100.0

- ・「26~30年」 25.7%、「46~50年」 12.9%、「16~20年」 12.3%、「36~40年」 11.7%が多い順となっている。間伐適齢期に当たる「16~50年」の森林を持つ回答者が多い。

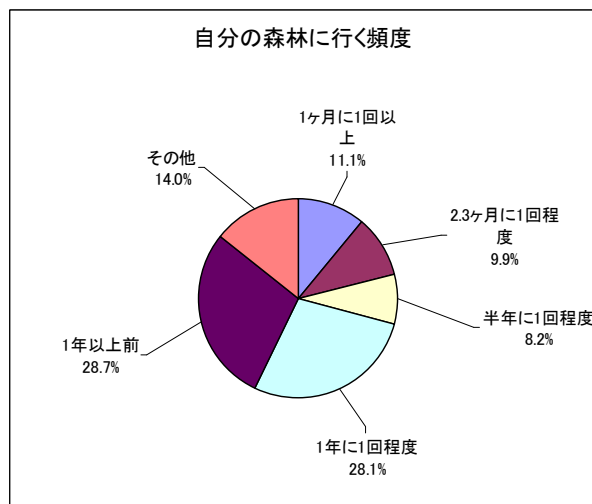
⑤ご自身の森林へ行ったことがありますか



	はい	いいえ	その他	回答者計
実数(人)	147	23	1	171
比率(%)	86.0	13.5	0.6	100.0

・「行ったことがある」が86.0%と多数であるが、「行ったことがない」も13.5%ある。

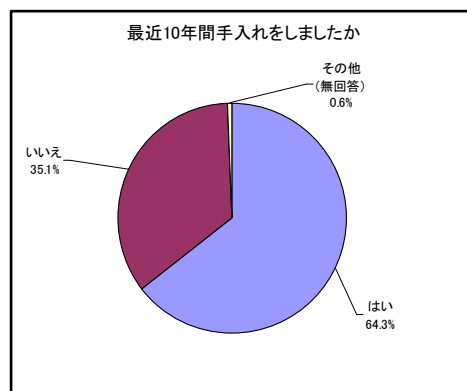
⑤ー1 どのくらいの頻度で行っていますか（森林へ行ったことがある回答者のみ）



	1ヶ月に1回以上	2.3ヶ月に1回程度	半年に1回程度	1年に1回程度	1年以上前	その他	回答者計
実数(人)	19	17	14	48	49	24	171
比率(%)	11.1	9.9	8.2	28.1	28.7	14.0	100.0

・行ったことがある回答者の中で「1年以上前」が28.7%、「1年に1回程度」が28.1%と約6割を占める。「1ヶ月に1回以上」という回答者も11.1%いる。

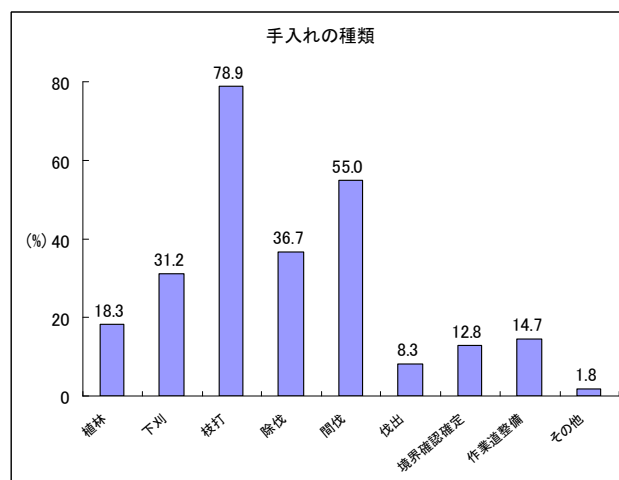
⑤ー2 最近10年の間に、森林の手入れの有無（森林へ行ったことがある回答者のみ）



	はい	いいえ	その他 (無回答)	回答者計
実数(人)	110	60	1	171
比率(%)	64.3	35.1	0.6	100.0

・「手入れをしたことがある」が64.3%あるが、「手入れをしたことがない」も35.1%ある。

⑥ー1 手入れの内容（森林の手入れをした回答者のみ：複数回答可）

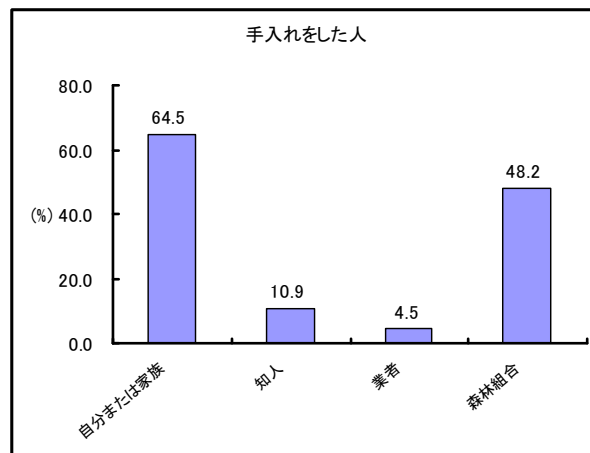


	植林	下刈	枝打	除伐	間伐	伐出	境界確認 確定	作業道 整備	その他	回答者計
実数(人)	20	34	86	40	60	9	14	16	2	109
比率(%)	18.3	31.2	78.9	36.7	55.0	8.3	12.8	14.7	1.8	100.0

＊その他の中には「つる切り」を含む

・「枝打ち」78.9%、「間伐」55.0%、「除伐」36.7%、「下刈」31.2%、「植林」18.3%が多い順となっている。「作業道整備」は14.7%と少ない。

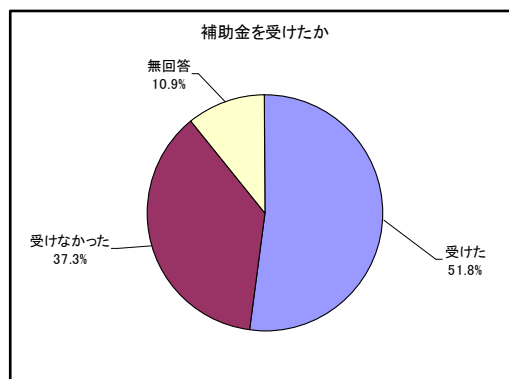
⑥-2 手入れをした人（森林の手入れをした回答者のみ：複数回答可）



	自分または家族	知人	業者	森林組合	回答者計
実数(人)	71	12	5	53	110
比率(%)	64.5	10.9	4.5	48.2	100.0

・「自分または家族」64.5%、「森林組合」48.2%、「知人」10.9%が多い回答となっている。

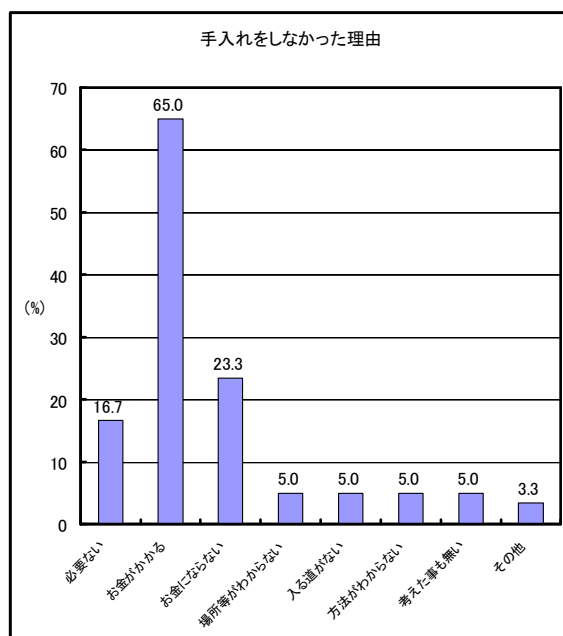
⑥-3 森林の手入れに、県などの補助金を受けましたか（森林の手入れをした回答者のみ）



	受けた	受けなかった	回答者計
実数(人)	57	41	110
比率(%)	51.8	37.3	100.0

・「受けた」51.8%と、手入れを行った回答者の半分強が補助金を受けている。「受けなかった」も37.3%と多い。

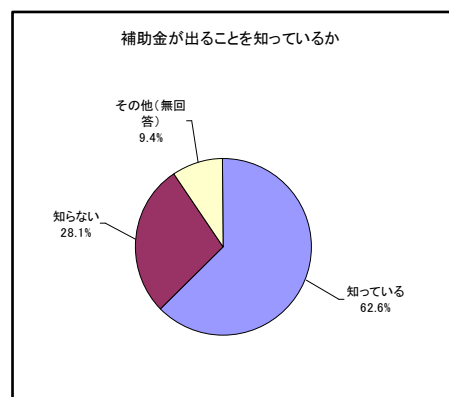
⑥-4 森林の手入れをしなかった理由は何ですか(森林の手入れをしなかった回答者のみ:複数回答可)



	必要ない	お金がかかる	お金にならない	場所等がわからない	入る道がない	方法がわからない	考えた事もない	その他	回答者計
実数(人)	10	39	14	3	3	3	3	2	60
比率(%)	16.7	65.0	23.3	5.0	5.0	5.0	5.0	3.3	100.0

・「お金がかかる」65.0%、「お金にならない」23.3%、「必要ない」16.7%が多い順となっている。「お金がかかる」と「お金にならない」といった経済的な理由をあげる回答者が多い。

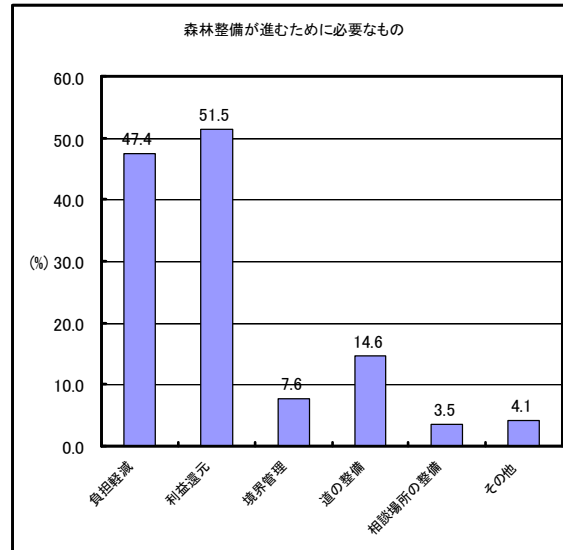
⑥-5 森林の手入れに対して、条件が整えば国や県の補助金が出ることを知っているか



	知っている	知らない	その他(無回答)	回答者計
実数(人)	107	48	16	171
比率(%)	62.6	28.1	9.4	100.0

・「知っている」が62.6%あるが、「知らない」も28.1%ある。

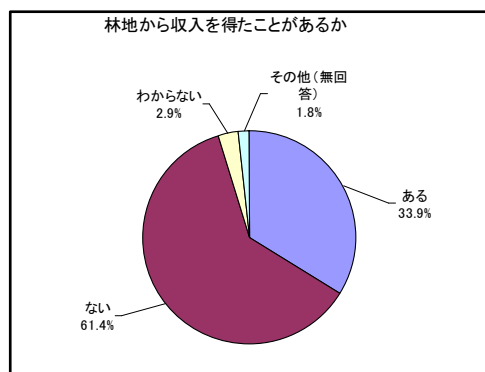
⑦森林整備が進むために必要なもの（複数回答可）



	負担軽減	利益還元	境界管理	道の整備	相談場所の整備	その他	回答者計
実数(人)	81	88	13	25	6	7	171
比率(%)	47.4	51.5	7.6	14.6	3.5	4.1	100.0

- ・「利益還元」（利益が得られる）51.5%、「負担軽減」47.4%、「道の整備」14.6%が多い回答となる。

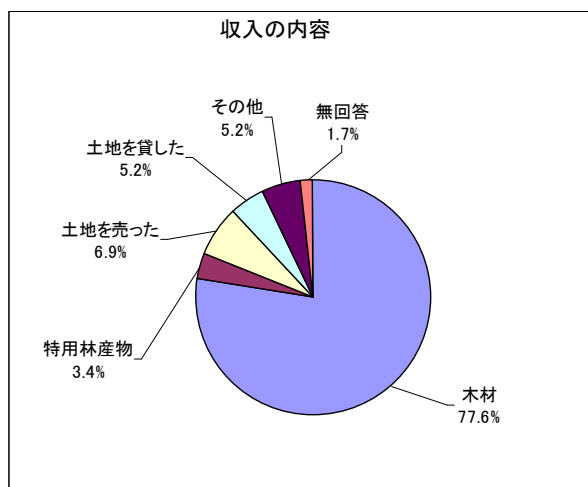
⑧所有する林地から収入を得たことがあるか



	ある	ない	わからない	その他(無回答)	回答者計
実数(人)	58	105	5	3	171
比率(%)	33.9	61.4	2.9	1.8	100.0

- ・「収入を得たことがない」61.4%、「収入を得たことがある」33.9%と「収入を得たことがない」回答者が多い。

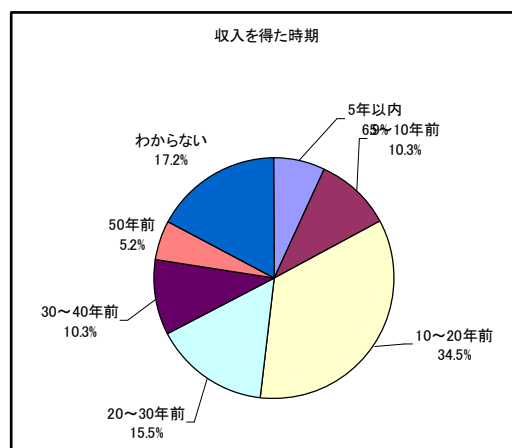
⑧-1 どのような内容による収入か（収入を得たことがある回答者のみ：複数回答可）



	木材	特用林産物	土地を売った	土地を貸した	その他	その他 (無回答)	回答者計
実数(人)	45	2	4	3	3	1	58
比率(%)	77.6	3.4	6.9	5.2	5.2	1.7	100.0

- ・収入の内容としては「木材」 77.6%と圧倒的に多い。他の収入はいずれも少ない。

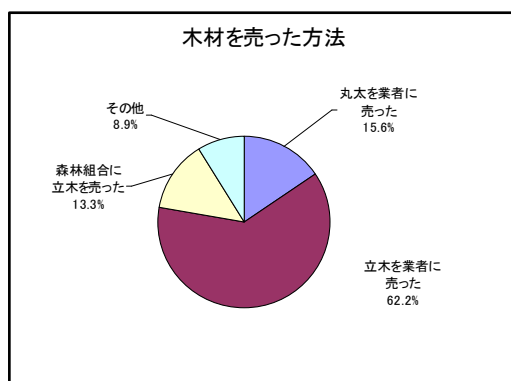
⑧-2 収入を得た時期



	5年以内	5～10年前	10～20年前	20～30年前	30～40年前	50年前	わからない	回答者計
実数(人)	4	6	20	9	6	3	10	58
比率(%)	6.9	10.3	34.5	15.5	10.3	5.2	17.2	100.0

- ・「5～10年前」 34.5%、「20～30年前」 15.5%、「10～20年前」と「30～40年前」が共に 10.3%で続いている。「5年以内」 6.9%と最近売った回答者は少ない。

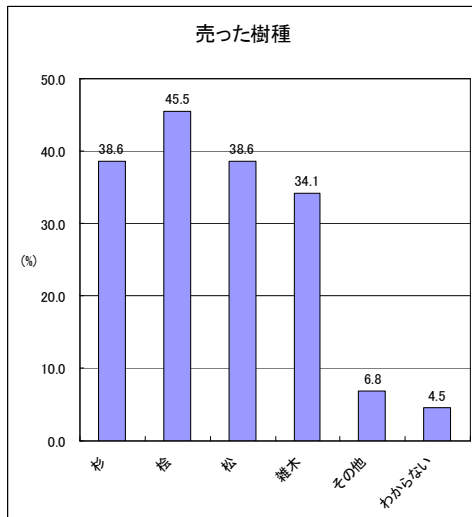
⑧ー 3 木材を売った方法（木材を売って収入を得た回答者のみ）



	丸太を業者に売った	立木を業者に売った	森林組合に立木を売った	その他	回答者計
実数(人)	7	28	6	4	45
比率(%)	15.6	62.2	13.3	8.9	100.0

- ・「立木を業者に売った」 62.2%、「立木を森林組合に売った」 13.3%を合わせ4分の3は立木の状態で販売している。木を伐採して「丸太を業者に売った」は15.6%と少ない。

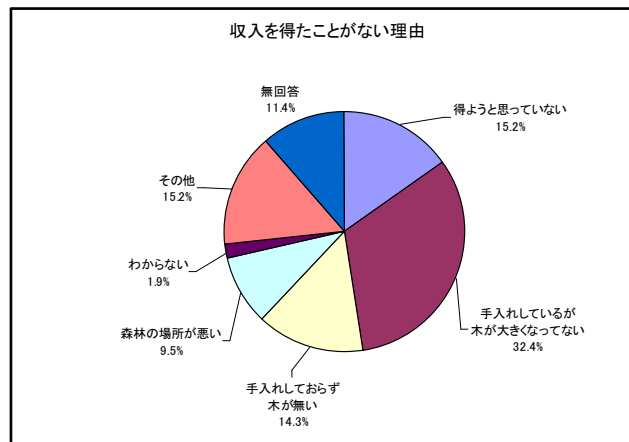
⑧ー 4 売った樹種（木材を売って収入を得た回答者のみ：複数回答可）



	杉	桧	松	雑木	その他	わからない	回答者計
実数(人)	17	20	17	15	3	2	44
比率(%)	38.6	45.5	38.6	34.1	6.8	4.5	100.0

- ・桧 45.5%、杉・松が共に38.6%、雑木34.1%となっている。圧倒的に多い樹種はない。

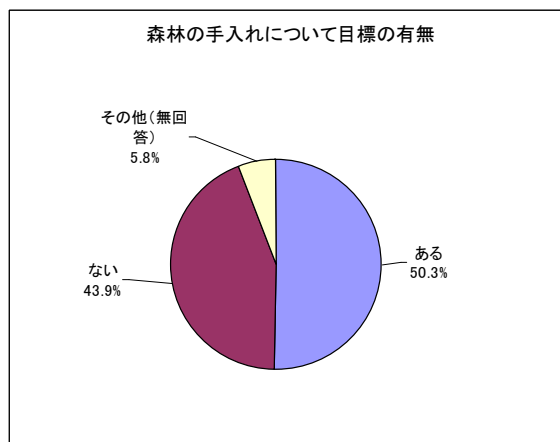
⑨収入を得たことがない理由（収入を得たことがない回答者のみ：複数回答可）



	得ようと思っていない	手入れしているが木が大きくなってない	手入れしておらず木が無い	森林の場所が悪い	わからない	その他	無回答	回答者計
実数(人)	16	34	15	10	2	16	17	105
比率(%)	15.2	32.4	14.3	9.5	1.9	15.2	16.2	100.0

- ・「手入れしている木が大きくなっていない」 32.4%、「得ようと思っていない」 15.2%、「手入れしておらず木が無い」 14.3%で続いている。

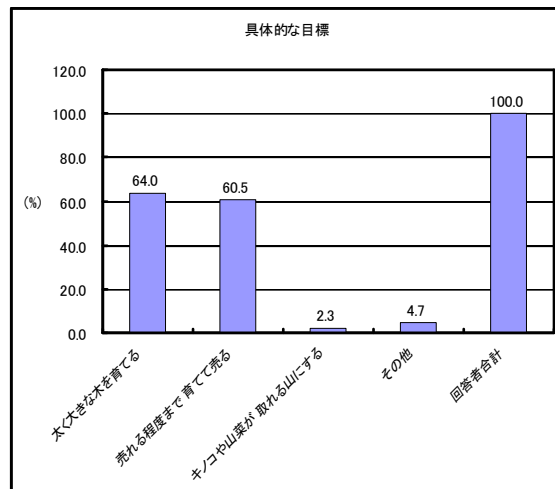
⑩所有されている森林の手入れについて、具体的な目標がありますか



	ある	ない	その他(無回答)	回答者計
実数(人)	86	75	10	171
比率(%)	50.3	43.9	5.8	100.0

- ・「森林の手入れについての目標がある」が50.3%ある、一方で「森林の手入れについての目標がない」も43.9%と拮抗している。

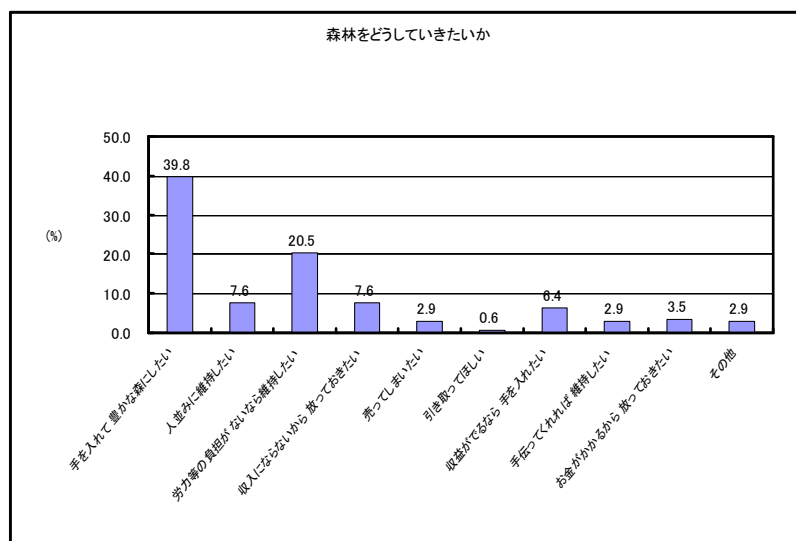
⑩ー１ どのような目標ですか（具体的な目標がある回答者のみ：複数回答可）



	太く大きな木を育てる	売れる程度まで育てて売る	キノコや山菜が取れる山にする	その他	回答者計
実数(人)	55	52	2	4	86
比率(%)	64.0	60.5	2.3	4.7	100.0

・「太く大きな木を育てる」64.0%、「売れる程度まで育てて売る」60.5%が多い回答となっている。

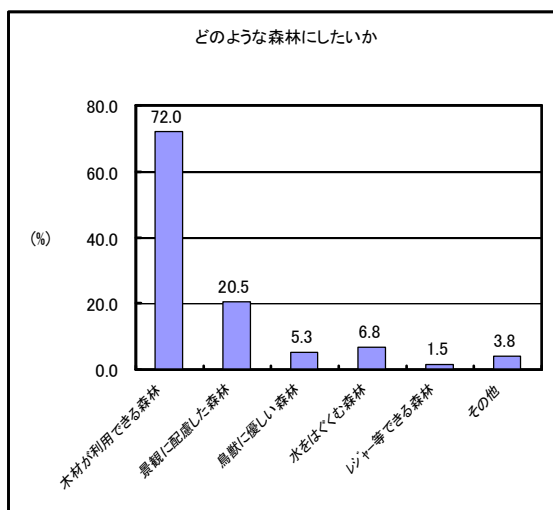
⑪今後、森林をどうしていきたいか（複数回答可）



	きちんと手をいれて豊かな森にしたい	人並みに維持したい	労力等の負担がないなら維持したい	収入に悩まないから放っておきたい	売ってしまいたい	引き取ってほしい	収益がでるなら手をいれたい	手伝ってくれば維持したい	お金がひけるから放っておきたい	その他	無回答	回答者計
実数(人)	68	13	35	13	5	1	11	5	6	5	9	171
比率(%)	39.8	7.6	20.5	7.6	2.9	0.6	6.4	2.9	3.5	2.9	5.3	100.0

- ・「きちんと手をを入れて豊かな森にしたい」 39.8%、「労力等の負担が無いなら維持したい」 20.5%、が多い回答となっている。「収入にならないから放っておきたい」 7.6%、「お金がかかるから放っておきたい」 3.5%、「売ってしまいたい」 2.9%、「引き取ってほしい」 0.6%と森林を維持しないとした回答も少数だがある。

⑪－１ どのような森林にしたいか（「手を入りたい」、「維持したい」回答者のみ：複数回答可）

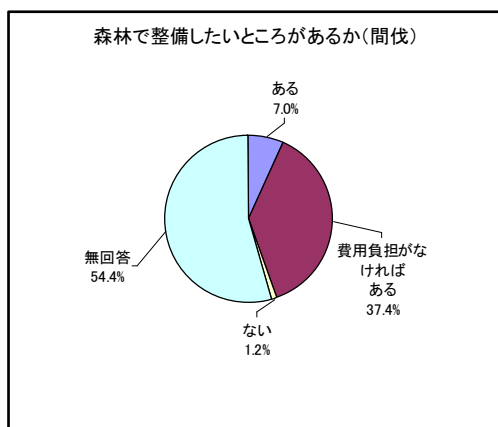


	木材が利用できる森林	景観に配慮した森林	鳥獣に優しい森林	水をはぐくむ森林	レジャー等できる森林	その他	回答者計
実数(人)	95	27	7	9	2	5	132
比率(%)	72.0	20.5	5.3	6.8	1.5	3.8	100.0

- ・「木材が利用できる森林」 72.0%、「景観に配慮した森林」 20.5%が多い回答となっている。

⑫－１ 森林で整備したいところがあるか

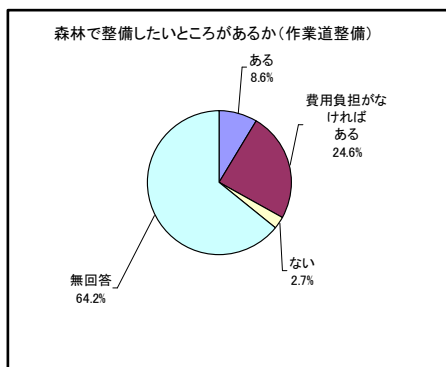
i) 間伐



	ある	費用負担がなければある	ない	無回答	回答者計
比率(%)	12	64	2	93	171
実数(人)	7.0	37.4	1.2	54.4	100.0

- ・「間伐したいところがある」7.0%、「費用負担がなければ間伐したいところがある」37.4%を合わせた44.4%が間伐をしたいところがあると回答している。

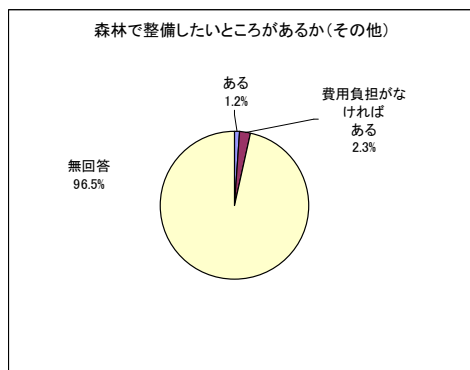
ii) 作業道整備



	ある	費用負担がなければある	ない	無回答	回答者計
比率(%)	16	46	5	120	171
実数(人)	9.4	26.9	2.9	70.2	100.0

- ・「作業道整備をしたいところがある」9.4%、「費用負担がなければ作業道整備をしたいところがある」26.9%を合わせた36.3%が作業道整備をしたいところがあると回答している。

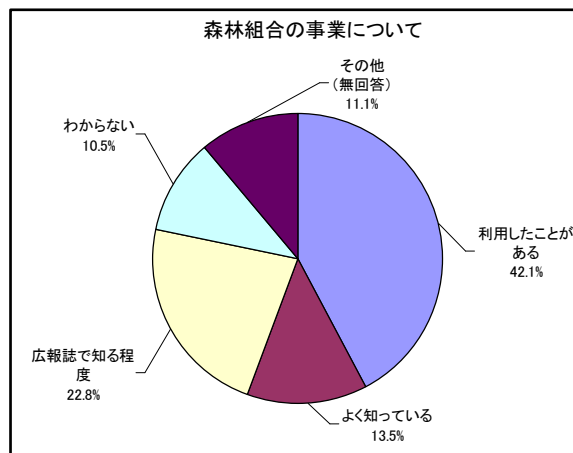
iii) その他



	ある	費用負担がなければある	ない	無回答	回答者計
比率(%)	2	4	0	167	171
実数(人)	1.2	2.4	0.0	100.0	102.4

- ・その他での回答は6人と少なく、枝打ち、植林を希望する回答でした。

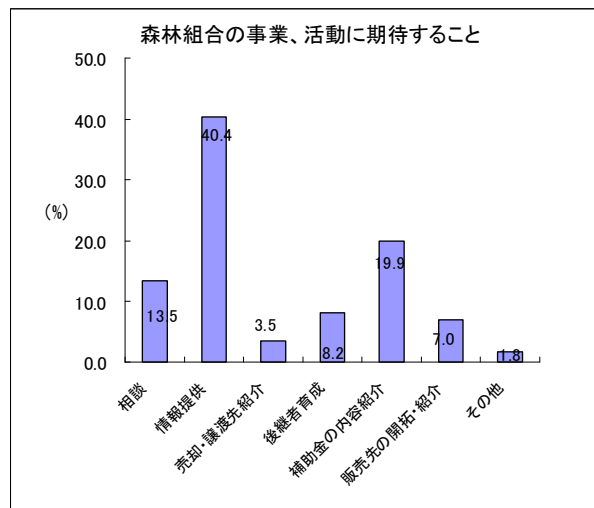
⑬ 森林組合の事業について



	利用した事 がある	よく知っている	広報誌で 知る程度	わからない	その他 (無回答)	回答者計
実数(人)	72	23	39	18	19	171
比率(%)	42.1	13.5	22.8	10.5	11.1	100.0

・「利用したことがある」42.1%、「広報誌で知る程度」22.8%、「よく知っている」13.5%が多い順となっている。組合員を対象とした調査のため「利用している、知っている」の回答が多いのは当然であるが、「知らない」が10.5%あり、意外であった。

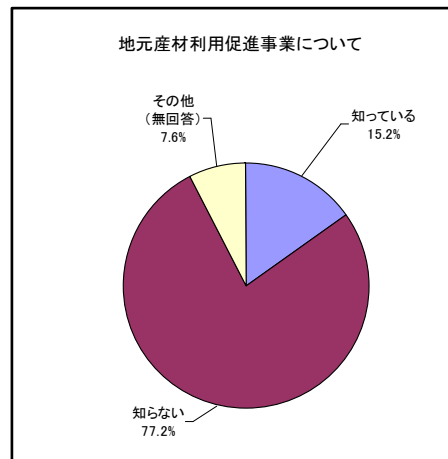
⑭ 森林組合の事業、活動に期待すること（複数回答可）



	相談	情報提供	売却・譲渡 先紹介	後継者育成	補助金の内容 紹介	販売先の 開拓・紹介	その他	回答者計
実数(人)	23	69	6	14	34	12	3	171
比率(%)	13.5	40.4	3.5	8.2	19.9	7.0	1.8	100.0

・「情報提供」40.4%、「補助金の内容紹介」19.9%、「相談」13.5%が多い回答となっている。

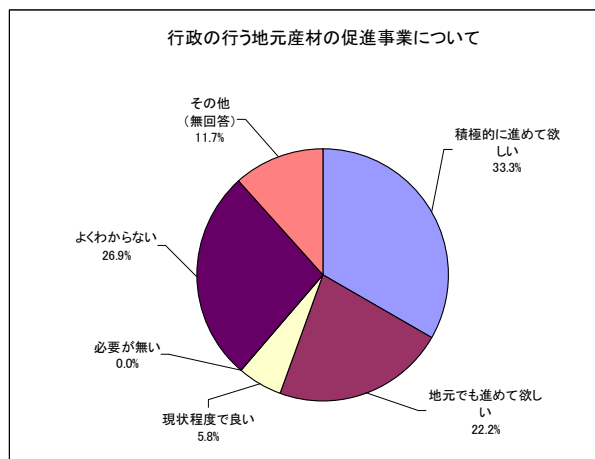
⑮地元産材の利用促進（住宅への利用、製品開発他）の事業について



	知っている	知らない	その他 (無回答)	回答者計
実数(人)	26	132	13	171
比率(%)	15.2	77.2	7.6	100.0

- ・「知っている」15.2%に対し、「知らない」77.2%と「知らない」が圧倒的に多い。行政の行う地元産材の利用促進事業について森林所有者である森林組合員でも認知度が低い。

⑯行政の行う地元産材の利用促進事業について



	積極的に進めて欲しい	地元でも進めて欲しい	現状程度で良い	必要が無い	よくわからない	その他 (無回答)	回答者計
実数(人)	57	38	10	0	46	20	171
比率(%)	33.3	22.2	5.8	0.0	26.9	11.7	100.0

- ・「積極的に進めて欲しい」33.3%、「地元でも進めて欲しい」22.2%が多い回答となっている。

⑯-1「積極的に進めて欲しい」、「地元でも事業を進めて欲しい」と回答された方の中で具体的に
あれば

- ・「島根の木材、邑智郡の木材」の住宅、公共施設への利用促進。
- ・地元の材木がよく売れるようにして欲しい。
- ・現地視察等を取り入れPRしたい。
- ・PR。使って建築された方に助成金。
- ・PRして周知徹底を図る。
- ・公営住宅の建替え促進。
- ・地元の町も少しの補助金を出してでも、地元産材の積極的な推進（町が推進する若者定住住宅等）。
- ・現在でも若者定住住宅が不足している。住宅建設を前向きに捉えて欲しい。
- ・建築材はその土地で育った木を使った方が強くて長持ちするので、地元の材木を使うような運動、会合の推進、開催。
- ・プラモデルを作成するように素人でも建物が作れるような加工施設、木工工場の建設。

といった、積極的な意見があった、一方で

- ・今の財政状況下では多くは望めない。

という意見もあった。

⑰自由意見

自由意見を整理すると次のとおりにとまとめられる（記入された表現をできるだけ活かすように記載している）。

i) 森林、林業のあり方

- ・地球温暖化対策の有効な手段は森林の機能を充実させる以外にないと思われ、森林、林業が見直されると期待している。
- ・山林から得る収入はゼロで宝の持ち腐れに等しい。山林経営に意欲が持てるような施策が望まれる。
- ・環境を守るために伐採するなというのが何もせずにおくと木はやたら大きくなるばかりで手に負えなくなる。年数がくれば伐採して次世代を育成するようにしないと荒れてしまう。
- ・地球環境、国土保全の面から、総合的に森林を捉えて取組んで欲しい。
- ・森林から収益が出るような活動、森林の利用方法（レジャー・森林浴など）に積極的に取り組んで欲しい。

ii) 間伐等の森林管理に関する意見

- ・道端などの造林地で間伐のしていない処があり見苦しい。道端位でも整備され、豊かさと見た目が良い様に所有者に啓蒙を図り助成策を取り、間伐されたい。
- ・かなりの山林で間伐等の手入れが必要な時期にきているが、個人として全ての経費を負担して手入れを続けることは困難なので、補助金・助成金を充実していく事が必要。
- ・外材の輸入に押されて内地材が売れない点。内地材の良さのPRがまだまだ不足している。
- ・今は木材が安いのでお金をかけて手入れする気にならない。もっと情報を得ることと希望を持たせる指導が必要。
- ・採算の取れる森林管理が必要。管理と共に販売にも力を入れるべき。

iii) 補助

- ・19年度から造林したが苗木の補助が無く、20年度も造林したいので苗木の助成を望む。
- ・森林税を徴収しているのだから間伐など負担のないようにお願いしたい。保水林として価値が十分あるので枝打ちもできれば補助をお願いしたい。
- ・色々な助成金がある事を組合員に知って頂き「山はつまらん」という認識を改めてもらう運動をしたら良いと思う。

iv) 組合員の意欲

- ・生活に追われ山に入ることができない。山で収入があれば手入れもしたい。
- ・人手が無い。
- ・高齢になり手入れができないので枝打とか間伐などを進めて欲しい。
- ・早急に間伐をお願いします。自分ではできなくなった。
- ・森林の管理等を若い人達に積極的に教えていかないと山が年々さびれていく。

2. 組合員ヒアリング調査

(1) 実施概要

調査対象：島根県内3森林組合の組合員14名

調査方法：対象者を無作為に抽出（協力森林組合に依頼）

森林組合事務所あるいは対象者の自宅へ訪問し、1名当り30分～1時間で前記アンケート調査の質問項目を基に意見を聴取した。

(2) ヒアリング結果

①ヒアリング対象者

年齢：60～80歳代

性別：男性12名、女性2名

女性は配偶者が組合員であったが、亡くなられたために相続されて組合員になった方である

職業：会社員が一部、ほとんどが農業、年金生活の無職

ヒアリングに応じてもらった組合員は、所有する森林に対する思いが強い方が多く、

- ・森林の整備はできるだけ行いたい。

- ・近年も間伐を行った。

と回答される方がほとんどであり、

- ・山林に関心がないという方はいなかった。

②森林の状態

- ・男性の方は、体の不調がある方を除き、管理のため山に入ることがあり、状況はわかっているとのことだった。

- ・女性2名は、大まかな場所はわかるが、亡くなられたご主人が管理をしていたため、詳細については分からないということだった。

③森林整備

- ・全員が、できるだけ森林整備はしたいという意見である。

- ・木材価格が安いと、木を売ることができず、自己負担で整備をするにも限りがあるとの意見が多く、間伐で補助金を活用されていたが、間伐以外の整備は、自分自身で山に行き、行える範囲で整備する、年金生活のため、その中から賄える範囲で整備する、といった声が大半だった。

- ・間伐には、補助金があるが、枝打ち等他の施業には、補助金がなく、やりたい整備が十分にできないとの意見もあった。
- ・木材価格が高くなる見込みがない現状では、多額の費用をかけてまで森林整備をすることはできない。
- ・という意見もあった。

④後継者

- ・自分の代は、責任を持って整備をしたいという声が多かった。
- ・一方、自分の後継者の代には、不安があるという声が多くあがった。
- ・息子は「金にならないことは、やらない方がいい」と言っている。
- ・息子には、山の大切さを話しているので、大丈夫だと思うが、都会で生まれ育った孫の代はどうなるかわからない。
- ・息子は、いずれ地元へ戻ると言っているが、まだ先のことで、どうなるかわからない。
- ・息子が2人いるが、いずれも県外へ出ており、戻ってくる見込みがない。山にも関心が無いようで、自分が死んだ後、どうするかわからないし、決めていない。

アンケート調査での質問項目として設定していなかったが、ヒアリングを進める中で、組合員の高齢化がかなり進んでいると思われた。森林組合の組合員の年齢を調査した資料は無かったが、今回調査した森林組合の中でも組合員の高齢化が進んでいるとの声があった。

組合員の高齢化は、所有する森林の相続、承継の問題が起こり、中小企業と同様に林業においても大きな問題となるものと思われる。

- ・森林整備に対する意欲が低い組合員後継者がおり、承継後、森林整備が滞る虞がある。
- ・森林が小規模に分割して相続、事業承継され、森林整備を行う場合、当事者が多くなり、意見統一できず、一体でスムーズな森林整備ができなくなる虞がある。
- ・相続、事業承継者が地元には不在となる不在組合員となる場合があり、森林組合が森林整備を推進する上で連絡を取る、手続きを行うことが煩雑、困難になる虞がある。

といったことが予測される。

A組合ヒアリングの概要

組合の地区特性
市街地を含む平野部が地区の大部分を占め、森林面積の割合が低い。
年齢、性別
男性4名 60～70歳代
職業
会社員（非常勤）、自営（年金生活含む）、森林組合の総代
所有する森林の面積、樹種
3町歩～20町歩、スギ、雑木が主
森林の整備状況
月に1回以上、所有する森林へ行く。 間伐も行うが、主に枝打ちが多い。 森林組合に頼むこともあるが、小規模であり近所の知人（林業作業経験者）に依頼している。 自分でできる範囲を行っている。
森林組合の利用状況
間伐で利用することが多い。 総代であるが、年1回の総代会に出席する程度。 森林組合に頼みたいが、補助金が無くなったものがあり、頼めない。
森林の整備、林業に希望すること
木が売れて、お金になることを望む。お金にならないと手入れができない。 枝打ちの補助金を復活して欲しい。 作業道の整備をしたいが、そのためのお金がない。
後継者
いずれ息子が戻ってきて森林の手入れをしてくれる。 息子は、「山は金にならないから手入れはしたくない。」といっている。 自分のあとは配偶者が残るが、娘は県外へ嫁に行き、戻ってこないなので、森林をどうするか考えつかない。
その他
高齢になり、自分で森林に行くことがあまりできない。

B組合ヒアリングの概要

組合の地区特性
中山間地域が大部分を占め、森林面積が多い。
年齢、性別
男性4名、女性1名 60～80歳代
職業
農業（年金生活）、森林組合の総代（合併前の森林組合理事経験者）、主婦（無職）、会社員（非常勤）
所有する森林の面積、樹種
10町歩～50町歩、スギ、ヒノキ、雑木が主
森林の整備状況
毎週末、所有する森林へ行っている。 体調を崩す前は、月に1回以上所有する森林へ行っていたが、今は行けなくなった。 年金生活であり、支出できる範囲で手入れをしている。主に枝打ち。 主に近所の知人（元森林組合作業員）に依頼している。 亡くなった主人が、主に管理をしていたので、間伐をしていたこと以外わからない。
森林組合の利用状況
間伐で利用することが多い。 職員次第、今の担当は、色々な情報を持って来てくれる。補助金の枠が減り、昔に比べ利用できなくなった。 森林組合に枝打ちを頼みたいが、補助金が無くなり、頼めない。 近所に森林組合職員がいるので、よく話を聞く。
森林の整備、林業に希望すること
木が売れて、お金になることを望む。お金にならないと手入れができない。 間伐した木がそのままになっており、川に流れ出ると危険なため処分した。売れないため、その分お金が掛かった。 年金生活では、森林の手入れに使えるお金はわずかしかなく、自力で行わざるを得ない。
後継者
いずれ息子が戻ってきて森林の手入れをしてくれる。 息子が2人いるが、2人とも県外へ出ており、家を建てて戻って来ない。自分のあとは森林をどうするか決めなければならない。
その他
水とみどりの森づくり税をもっと間伐などの森林整備に使って欲しい。

C組合ヒアリングの概要

組合の地区特性
中山間地域が大部分を占め、森林面積が多い。
年齢、性別
男性4名、女性1名 60～80歳代
職業
無職（年金生活）、森林組合の総代（元森林組合長）、主婦（無職）、農業
所有する森林の面積、樹種
10町歩～100町歩、スギ、ヒノキ、雑木が主
森林の整備状況
毎週末、所有する森林へ行き、手入れをしている。 脚が悪くなってから、森林へ行けなくなった。 年金生活であり、支出できる範囲で手入れをしている。主に枝打ち。 祖父の代から森林があり、この先、責任を持って手入れをしなければいけないと思っている。
森林組合の利用状況
間伐で利用することが多い。 広報誌で活動を知る程度。 森林組合に頼むたいが、補助金が無くなったものがあり、頼めない。
森林の整備、林業に希望すること
水とみどりの森づくり税があるが、何に使われているのか地元紙の記事でわかったが、組合の広報誌を通じて情報を流して欲しい。 年金生活なので、出せる範囲で細々と森林の手入れを行うだけ。 狭い森林では、隣の林地に作業道を通してもらわないと手入れができない。山全体で管理をしないと効率的な森林整備ができない。
後継者
息子は定年後に戻り、森林の手入れもしてくれる予定、手入れを手伝ってもらっているので、息子の代も手入れをしてくれると思う。孫は都会に出ており、森林へ行くこともあまりなかったので、孫の代はどうか不安である。 息子は、「木がお金にならないから」といって、関心がない。
その他
不在組合員や小規模組合員の森林の整備を進めるために、共同管理を進めたらよい。地籍調査が済まなくとも、山全体の面積がわかれば、持ち分割合で手入れができる。

3. 組合員アンケート調査とヒアリング調査のまとめ

(1) アンケート調査

①森林について

- ・所有する森林について関心があり、森林整備の必要性を認識する組合員が多い。
- ・最近5年間で森林から収入を得た人は非常に少ない。
- ・森林整備をしなかった組合員の多くは、費用負担を含む経済的な理由をあげている。
- ・今後の森林の維持については目標の有無に拘わらず維持したい組合員が多い。
- ・木材が売れて収入となり、森林整備ができるようになることを望む組合員が多い。

②森林組合について

- ・利用している、知っていると回答した組合員が多いが、わからない、広報誌で知る程度という組合員も3割いる。
- ・一方、森林組合に情報提供を望む組合員が4割と多く、補助金の利用等の情報提供が必要と言える。

③行政の補助金、地元産材の利用促進助成策

- ・間伐の補助金について知らない組合員が約3割いる。
- ・地元産材の利用促進について知らない組合員が8割近くおり、十分に浸透していないと言える。
- ・利用促進助成策の推進には半数が必要としている。

(2) ヒアリング調査

アンケート調査結果とほぼ同じ内容であるが、

特に、組合員の高齢化が進んでおり、今後、組合員の世代交代により相続、承継が進んでいくものと思われる。

その結果

- ・森林整備に対する意欲が低い組合員後継者がおり、承継後、森林整備が滞る虞がある。
- ・森林が小規模に分割して相続、事業承継され、森林整備を行う場合、当事者が多くなり、意見統一できず、一体でスムーズな森林整備ができなくなる虞がある。
- ・相続、事業承継者が地元には不在の不在組合員となる場合があり、森林組合が森林整備を推進する上で連絡を取る、手続きを行うことが煩雑、困難になる虞がある。

といった状況が生じることが予想され、森林整備がスムーズに進まなくなる虞があり、森林組合の

事業推進に支障を来す可能性もあり、益々林業の衰退に繋がる悪循環に陥る虞もある。

このような状況の到来を防ぐためにも、組合員後継者に対しても、今の組合員同様の森林整備に取り組む意欲を醸成する必要がある。

(3) 課題

アンケート調査とヒアリング調査の結果から課題をまとめると、

組合員に森林組合の事業内容と森林整備の必要性を説明、理解してもらい、多くの組合員が森林整備に取り組もうとする意欲を持ってもらう。高齢化が進む現組合員だけでなく、後継者に対しても同様である。世代交代により森林整備が滞らない環境をつくる。

そのためには

- ・森林整備の必要性。
- ・費用負担が少ない森林整備の方法、補助金、助成事業の利用方法。

を知ってもらい、実際に取り組んでもらえるように組合員、後継者に対し啓蒙活動、企画提案することが必要となる。

組合員、後継者が森林整備の意欲を持ち続け、実際に、森林整備が推進されるように、

森林組合が、組合員、後継者に対して「現在あるいは将来、木を売り収益を得ることができ、森林整備のための費用負担が少なくなる事業」を提案し、取り組んでもらうことが必要となる。

そのためには

i) 木材をより多く、高く売れる販路の確保

間伐材を含む木材（小径、曲がり材含む）

- ・・・国産材を使用する合板工場、集成材工場への販売

製材用木材

- ・・・地元産材を使用する住宅建築のネットワークへの参加

ii) 利益率の向上を図るため、森林整備、伐採をより低コストでできる体制を作る

- ・・・高性能林業機械の導入、原価管理の実施と改善を徹底する。
- ・・・小規模所有者の山林を一体で整備することで生産性を高める団地化施業の推進。
1 組合員の所有する山林だけでは、狭く効率的な森林整備が行えないため。
- ・・・森林の情報（森林台帳）を紙ベースから管理しやすいデータベース化を進める。

iii) 不在組合員、小規模組合員の森林整備推進ができる体制づくり

- ・・・ ii) の団地化施業と重複するが、施業規模を大きくし、施業コスト低減を図る。
- ・・・森林所有者個別の森林、木材を捉えて収益を見るのではなく、1つの森林として収益、費用をまとめ、個々の森林所有者の持ち分で按分する、共同管理、信託方式での森林経営を森林組合が受託する。

といったことに取り組むことが必要となる。

ついでながら、大きく言えば、

地球温暖化対策について「森林の温暖化（炭酸）ガス吸収効果」が期待されていることもあり、

- ・森林整備による「炭酸ガスの吸収量」の科学的データの整備。
- ・民間企業の森林整備実施による「炭酸ガスの吸収量」の炭酸ガス排出量削減量への算入。
- ・行政の「森林の温暖化（炭酸）ガス吸収効果」実現のための森林整備。

といった施策が、実現に向けて動き出すことを望む次第である。

また、森林組合もこれらの流れに対応する必要がある。

第5章 島根県内森林組合の経営課題と方向性

各章から出た課題をまとめてみると以下のとおりとなる。

1. 課題の整理

(1) 財務上

原価管理の実施による原価の低減

事業管理費（販管費）の低減

への取り組み

(2) 収益構造（受注構造）

縮小する行政（公共事業）の収益を補うために、

利用間伐の推進

針葉樹（スギ材）を使用した合板製造

針葉樹（スギ材）を使用した集成材製造

地元産材を使用した住宅建築の促進と地元産材の供給体制構築

のいずれか、あるいは複数への取り組み

(3) 組合員アンケート・ヒアリング調査

組合員と後継者に森林組合の事業内容と森林整備の必要性を説明、理解してもらい、多くの組合員、後継者が森林整備に取り組もうとする意欲を持てる取り組みを行う。高齢化が進む現組合員だけでなく、後継者に対しても同様のことを行い、世代交代により林整備が滞らない環境をつくる。

そのためにも

- ・森林整備の必要性
- ・費用負担が少ない森林整備の方法、補助金、助成事業の利用方法

を知ってもらい、実際に取り組んでもらえるように啓蒙することが必要となる。

また

- i) 木材をより多く、高く売れる販路の確保

- ii) 利益率の向上を図るため、森林整備、伐採をより低コストでできる体制づくり
 - iii) 不在組員、小規模組員の森林整備推進ができる体制づくり
- ここでの i) は (3) 収益構造 (受注構造)、ii) は (1) 財務上の課題と重複する。

2. 経営課題と方向性

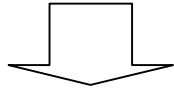
これまでの調査内容を、SWOT分析を用いて下記のとおり整理した。

森林組合の事業のSWOT分析表

強み ・地域の森林所有者の多くが組員となっており、繋がりを持っている。 ・森林所有者 (組員) の森林に関する状況 (情報) を把握している。 ・民間の林業事業者とは異なり、森林組合は公益的な組織である。 森林の団地化のとりまとめ、信託化を進めやすい。	弱み ・組員の中で組合の事業活動が十分に理解されていない (知らない組員がいる)。 ・組合の合併が進み、職員 1 人当たりの組員数が増加し、細かな対応が困難になる虞がある。
機会  ・国、県ともに利用間伐の推進に力を入れている。 ・輸入材の需給環境悪化による国産材の見直し機運の増加。 特に合板・集成材製造業において顕著であり、需要増加が見込まれる。 島根県は合板での利用促進を施策として推進。 ・地元産材の地産地消を進める住宅建築施策の実施。 ・地球温暖化対策としての森林整備進展の可能性。 島根県水とみどりの森づくり事業の推進	脅威 ・財政逼迫による国、地方自治体の公共事業発注の縮小。 ・木材価格の低迷による森林所有者の森林整備に対する意欲の減退。 ・組員の高齢化による組員の世代交代の時期。 森林整備意欲の低い後継者 地区不在組員の増加による、組合との繋がり希薄化の進展の虞れ。

SWOT分析から、今後取り組むべき方向として、強みを機会へ対応させることが考えられる。

森林組合と組合員の繋がり（組合員の森林の情報）を有効に使う



利用間伐

間伐材の販路として合板、集成材製造業を開拓

住宅用としての地産地消ネットワークづくり

地球温暖化対策としての森林整備の進展

へ取り組むことが有効と言える。

脅威の中の組合員に関するに対する取り組みも欠かせないと言える。

組合員の世代交代に伴う

後継者対策

不在組合員発生

への取り組みが必要。

ここを誤ると森林組合の強みである「森林組合と組合員の繋がり（組合員の森林の情報）」が弱まる虞もある。

この機会に改めて、森林組合の目的である「組合員のための事業推進」といった原点へ戻る必要がある。

おわりに

今回の調査により、島根県の林業、森林組合と組合員の置かれている厳しい状況を改めて確認することとなりました。この状況についてはある程度予想がついていたものの、特に組合員の高齢化、事業承継への取り組みがより緊急且つ重要な課題となっていると改めて認識した次第です。この点は中小企業の抱えている課題と同じであり、いずれにしても、中小企業と同じように林業関係者も今後の方向性を定め、それに向かって力強く進んでいくことが必要と思われました。

この報告書が森林組合役・職員、林業・森林組合の診断・支援を行う中小企業診断士の方々の参考となれば、幸いです。

最後に、アンケート調査、ヒアリング調査に快く協力頂いた森林組合の役・職員、組合員の方々、統計資料、参考資料を提供頂きました島根県農林水産部林業課、島根県森林組合連合会をはじめとする事業者、関係者の方々に厚く御礼申し上げます。